



平成 1 5 年度

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越谷市総務部情報公開室

目 次

第 1	情報公開制度の実施状況	
1	公開請求の件数及び処理状況	1
2	非公開決定等の理由	3
3	公開請求処理状況	4
第 2	個人情報保護制度の実施状況	
1	個人情報取扱事務について	2 8
2	個人情報の目的外利用等の状況	3 0
3	個人情報開示・訂正等請求の件数及び処理状況	3 3
4	部分開示決定の理由	3 4
5	開示請求の処理状況	3 4
第 3	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審査会	3 7
2	不服申立ての状況	3 7
3	審査会の開催状況	3 7
4	審査会答申	4 1
第 4	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審議会	7 3
2	審議会の開催状況	7 3
3	審議会答申	7 5
資料		
	越谷市情報公開条例	7 7
	越谷市個人情報保護条例	8 5

第1 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成15年度の請求件数は44件で、公開請求の対象となった公文書は130文書（平成14年度は68文書）でした。なお、実施機関別の請求件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含めた公開率は81.6%（平成14年度は85.7%）となっています。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別請求件数及び処理状況

()内は平成14年度

実 施 機 関	請求 件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	41 (25)	12 (15)	25 (8)	9 (3)	1 (0)	47 (26)
教 育 委 員 会	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
選 挙 管 理 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公 平 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監 査 委 員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農 業 委 員 会	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
固定資産評価審査委員会	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
議 会	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)
合 計	44 (26)	12 (15)	28 (9)	9 (4)	1 (0)	50 (28)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

()内は平成14年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	24 (15)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	2 (2)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0 (0)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	6 (2)
その他	12 (7)

表3 課別処理状況

課名	処理状況					
	公開	部分公開	非公開	取下げ	合計	
市 長	企画課	2	3	6	0	11
	契約課	1	1	0	0	2
	管財課	0	1	0	0	1
	児童福祉課	0	0	0	1	1
	環境保全課	2	6	0	0	8
	建設総務課	1	4	2	0	7
	下水道課	1	0	0	0	1
	都市計画課	1	0	0	0	1
	開発指導課	1	6	1	0	8
	建築住宅課	3	4	0	0	7
小計	12	25	9	1	47	

教 委	指導課	0	1	0	0	1
小 計		0	1	0	0	1
農 業 委 員 会		0	1	0	0	1
小 計		0	1	0	0	1
固定資産評価審査委員会		0	1	0	0	1
小 計		0	1	0	0	1
合 計		1 2	2 8	9	1	5 0

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

()内は平成14年度

理 由	件数
個人に関する情報(第7条第1号)	1 8 ----- (9)
法人等に関する情報(第7条第2号)	2 2 ----- (8)
国等との協力関係等に関する情報(第7条第3号)	6 ----- (1)
公共の安全等に関する情報(第7条第4号)	2 ----- (0)
審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	6 ----- (0)
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	0 ----- (1)
法令秘情報(第7条第7号)	0 ----- (0)
存否不回答(第10条)	0 ----- (0)
文書不存在	2 ----- (3)
その他	1 ----- (0)

1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求処理状況

公開請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
15. 5.30	平成15年5月2日付け占第H15-5129号道水路占用許可申請書一式及びその申請に係る経過書	市内の個人	1	平成15年5月2日付け占第H15-5129号道水路占用許可申請書一式及びその申請に係る経過書	部分公開	第7条第2号	申請者及び経過書提出者の印影	0円	70円	市長 (建設総務課)	15. 6.13	
15. 5.30	大日本パックエージ(株)に関する苦情受理(処理)報告書(H14.10.23以降の分)	市内の個人	1	大日本パックエージ(株)に関する苦情受理(処理)報告書(H14.10.23以降の分)	部分公開	第7条第1号	個人の氏名、法人の担当者名及び役職名	0円	20円	市長 (環境保全課)	15. 6.13	

処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
3 15. 6. 2	平成6年8月受付 368 査定調査資料のうちの官民境界査定図	その他	1	平成6年8月受付 368・369の 査定調査資料のうち、368の 官民境界査定図の部分	公開			200円	10円	市長 (建設総務課)	15. 6.16	
4 15. 6. 2	平成9年10月受付 427 査定調査資料のうちの官民境界査定図	その他	1	平成9年10月受付 427 査定調査資料のうちの官民境界 査定図	部分公開	第7条 第2号	土地家屋調査士の印 影	200円	10円	市長 (建設総務課)	15. 6.16	
5 15. 6.26	建築計画概要書10.10.6 984 トスファイルに入力されたもの	その他	1	建築計画概要書 確認番号 984 H10年10月 6日 (トスファイルに入力されたもの)	公開			200円	30円	市長 (建築住宅課)	15. 7. 2	
6 15. 6.30	建築計画概要書 平成14年度民間受付 1183	市内の 個人	1	建築計画概要書 平成14年度民間受付 1183	部分公開	第7条 第2号	代理人及び設計者の 印影	0円	50円	市長 (建築住宅課)	15. 7. 2	

処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
7 15. 7. 2	ばい煙発生施設変更届出書 平成14年6月21日付届出者 環境サーピス株	その他	1	平成14年6月21日付け届出者 環境サーピス株式会社のばい煙 発生施設変更届出書のうち、 1.ばい煙発生施設変更届出書 2.ばい煙発生施設の構造 3.ばい煙発生施設の使用の方 法 4.ばい煙の処理の方法 5.廃棄物焼却炉燃焼計算書 (K1-1) 6.廃棄物焼却炉燃焼計算書 (K2-1) 7.平成14年度対応改良及び増 設工事(2枚) 8.環境サーピス株式会社排ガ ス処理フロー図 9.事業場までの案内略図 10.配置図	部分公開	第7条 第1号 第2号	1.ばい煙発生施設変 更届出書のうち、法人 代表者の印影 7.平成14年度対応改 良及び増設工事(2枚) のうち、製図欄の法人 の担当者の印影 8.環境サーピス株式 会社排ガス処理フロ ー図のうち、設計欄及 び製図欄の法人の担 当者の印影	200円	310円	市長 (環境保全課)	15. 7. 16	
8 15. 7. 2	環境サーピス株の廃棄物焼却 炉ばい煙濃度の自主測定デー タ H14.12.27測定 H15.1.1. 31付計量証明書	その他	1	環境サーピス株の廃棄物焼却炉 ばい煙濃度自主測定デー タ (H14.12.27測定 H15.1.1.3 1付計量証明書)	部分公開	第7条 第1号 第2号	環境計量士の氏名及 び印影、測定者の氏名 法人の印影	200円	30円	市長 (環境保全課)	15. 7. 16	
9 15. 7. 29	開発事前協議申請書平成15 年5月29日受付大袋13のう ち、申請書及び関係課協議要 請事項の部分	市内の 個人	1	開発事前協議申請書(平成15 年5月29日受付 大袋13)のう ち、申請書及び関係課協議要請 事項の部分	部分公開	第7条 第2号	開発事前協議申請書 のうち、申請者の印 影、土地所有者の印影 及び設計者(代理人) の印影	0円	90円	市長 (開発課指導課)	15. 8. 4	

処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
10 15. 8. 4	本庁舎等の清掃・設備・警備等に係わる平成14年度分の委託契約の入札若しくは見積り合わせの行われた日、落札価格と指名業者のわかるもの。(年間支払金額500万円を超えるもの)	その他	10	平成14年度に契約課が関わった建築物の清掃、設備、警備に係る契約金額500万円以上の委託契約の業者選考・見積開札記録書のうち、所管課名欄、件名欄、場所欄、見積業者選定同欄及び見積開札記録欄の部分10件 1 市庁舎清掃委託 2 斎場清掃委託 3 北部市民会館清掃・設備管理等委託 4 児童館ヒマワリ清掃・設備保守 5 児童館コスモス清掃委託 6 設備保守管理業務委託(科学技術体験センター) 7 農業技術センター清掃・設備保守 8 市立図書館清掃委託 9 市立図書館施設・設備等保守管理委託 10 あだたら高原少年自然の家総合保守管理委託	公開		2,000円	100円	市長(契約課)	15. 8. 7		
11 15. 8. 22	特定施設事業場リスト(工場名・所在地・排水量・処理方法・有害物質の種類)	その他	1	下水道法第12条の3の届出に伴う特定事業場届出台帳のうち、施設番号欄・整理番号欄・事業場名欄・処理区分欄・住所欄・電話番号欄及び備考欄の部分	公開		200円	30円	市長(下水道課)	15. 9. 5		

処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
12 15.10.7	ばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)一覧表 H14.4.4.1~	その他	1	ばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)一覧表 H14.4.4.1~	公開			200円	10円	市長(環境保全課)	15.10.14	
13 15.10.15	大字名義所有地大字七左衛門に関わる市発行の所有証明書・決裁文書及び要望書・陳情書一式	市内の個人	3	1. 同大字七左衛門名義の土地が代表者の共有であることの証明について(平成5年3月3日付け起案平成5年3月18日付け決裁) 2. 同大字七左衛門名義の土地が代表者の共有であることの証明について(平成元年7月20日付け起案) 3. 報告登記完了について(平成元年8月10日付け起案)	部分公開	第7条第1号第2号	1. 同大字七左衛門名義の土地が代表者の共有であることの証明について(平成5年3月3日付け起案平成5年3月18日付け決裁)のうち、自治会長(共有者、同業者)及び連合自治会長の住所並びに印影 2. 同大字七左衛門名義の土地が代表者の共有であることの証明について(平成元年7月20日付け起案)のうち、自治会長(共有者、同業者)の住所及び印影 3. 報告登記完了について(平成元年8月10日付け起案)のうち、自治会長(共有者)の住所及び印影	0円	540円	市長(管財課)	15.10.28	
14 15.10.21	越谷市開発指導要綱に基づく協議書No.14-173平成15年2月20日のうち、工事公害等に関する協定書、誓約書及び電波障害予想図	市内の個人	1	越谷市開発指導要綱に基づく協議書No.14-173平成15年2月20日のうち、工事公害等に関する協定書の一部、誓約書及び電波障害予想図	部分公開	第7条第1号第2号	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(No.14-173平成15年2月20日)の工事公害等に関する協定書の一部のうち、甲に記載された住所、氏名、印影、並びに乙に記載された法人の代表者の印影	0円	30円	市長(開発指導課)	15.10.30	

処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
15.11.4	第一審浦和地裁平10.1.26判決、第二審東京高裁平10.9.30、第三審及び結審に至るまでの各々。訴状、答弁書、準備書面、控訴状、上告状、証拠関係書類及び判決書等裁判関係書類一式	その他	23		部分公開 第7条 第1号 第2号		4,600円	5,530円	固定資産評価 審査委員会	15.11.18		
1	訴えの提起について(報告)(平成8年9月19日起案・平成8年9月25日決裁)											1 訴えの提起について(報告)(平成8年9月19日起案・平成8年9月25日決裁)の (1)訴えの提起について(報告)(平成8年9月19日起案・平成8年9月25日決裁)のうち、住所、氏名 (2)訴状のうち、郵便番号、住所、氏名、電話番号、訴訟物の価額、評価額、課税標準額、固定資産税及び 都市計画税(固定資産税等)額、印影、土地の所在地番、地積、平成7年度土地固定資産課税台帳登録証 明書(甲第一号証)、平成7年度土地公課証明書(甲第二号証)、平成8年度土地固定資産課税台帳登録証 明書(甲第三号証)、平成8年度土地公課証明書(甲第四号証)、生年月日、固定資産課税台帳登録価格 (額)、評価価格、標準宅地の所在地番、間口・奥行、評点数、土地の評価額 (3)訴訟委任状のうち、氏名、事件番号 (4)口頭弁論期日出状・答弁書催告状のうち、事件番号
2	第1回口頭弁論期日出状・答弁書催告状											2 第1回口頭弁論について(報告)(平成8年11月6日起案・平成8年11月20日決裁)の (2)訴訟経過のご報告のうち、弁護士の名、印影、固定資産税及び都市計画税額、職 業、職業資格に關する試験名、加入団体名、加入団体会員登録(写し) (3)訴訟経過報告書のうち、事件番号、氏名、評価額、土地の所在地番、地積、地番区域、地番家屋番号、 受付年月日、番号、住所、共有者持分、家屋番号、床面積、平成6年度固定資産税・都市計画税課税台帳 兼名寄帳(乙第五号証)、弁護士の名
3	第2回口頭弁論について(報告)(平成8年12月25日起案・平成9年1月10日決裁)											3 第2回口頭弁論について(報告)(平成8年12月25日起案・平成9年1月10日決裁)の (2)訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名、印影、住所 (3)訴訟経過報告書
4	第3回口頭弁論について(報告)(平成9年2月26日起案・平成9年3月4日決裁)											4 第3回口頭弁論について(報告)(平成9年2月26日起案・平成9年3月4日決裁)の (2)訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名、印影 (3)訴訟経過報告書
5	第4回口頭弁論について(報告)(平成9年5月7日起案・平成9年5月19日決裁)											5 第4回口頭弁論について(報告)(平成9年5月7日起案・平成9年5月19日決裁)の (2)訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名 (3)訴訟経過報告書
6	第5回口頭弁論について(報告)(平成9年6月19日起案・平成9年6月19日決裁)											6 第5回口頭弁論について(報告)(平成9年6月19日起案・平成9年6月19日決裁)の (2)訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名 (3)訴訟経過報告書
7	第6回口頭弁論について(報告)(平成9年8月1日起案・平成9年8月6日決裁)											7 第6回口頭弁論について(報告)(平成9年8月1日起案・平成9年8月6日決裁)の (2)訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名、土地の所在地番、住所、印影、電話番号、生年月日、地積、 (固定資産課税台帳)登録価格(額)、評価価格、郵便物配達証明書引込番号、間口・奥行、標準宅地の所 在、台帳登録価格、駅・改札口名、用途地域、評価額、土地(補充)課税台帳兼評価調査、平成8年度固定 資産税・都市計画 税課税台帳兼名寄帳、公図の写し(2部)、住宅地図の写し(2部)、航空写真の写し、評点数、土地の評価 額、書留郵便物受領証(乙)引込番号、書留郵便物受領証引込番号、郵便番号
8	第7回口頭弁論について(報告)(平成9年10月21日起案・平成9年10月21日決裁)											8 第7回口頭弁論について(報告)(平成9年10月21日起案・平成9年10月21日決裁)の (4)証拠申出書

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
(1) 第7回口頭弁論について(報告)(平成9年10月21日 起案・平成9年10月21日 決裁)	第7回口頭弁論について(報告)(平成9年10月21日 起案・平成9年10月21日 決裁)				(1) 第5回口頭弁論について(報告)(平成9年6月19日 起案・平成9年6月19日 決裁)のうち、事件番号							
(2) 訴訟経過のご報告	(2) 訴訟経過のご報告				(2) 訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名、住所、土地の所在地番、印影							
(3) 訴訟経過報告書	(3) 訴訟経過報告書				(3) 訴訟経過報告書のうち、事件番号、氏名、評価額、弁護士の印影							
(4) 証人調査	(4) 証人調査				7 第6回口頭弁論について(報告)(平成9年8月1日 起案・平成9年8月6日 決裁)の							
9 第8回口頭弁論について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)	第8回口頭弁論について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)				(1) 第6回口頭弁論について(報告)(平成9年8月1日 起案・平成9年8月6日 決裁)のうち、事件番号							
(1) 第8回口頭弁論について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)	(1) 第8回口頭弁論について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)				(2) 訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名、印影、住所							
(2) 訴訟経過報告書	(2) 訴訟経過報告書				(3) 訴訟経過報告書のうち、事件番号、氏名、印影、標準宅地の所在地番、地積(坪)、最寄駅からの所要時間							
10 判決書の送付について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)	判決書の送付について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)				(4) 証拠申出書のうち、事件番号、氏名、住所、弁護士の印影							
(1) 判決書の送付について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)	(1) 判決書の送付について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)				8 第7回口頭弁論について(報告)(平成9年10月21日 起案・平成9年10月21日 決裁)の							
(2) 判決書	(2) 判決書				(1) 第7回口頭弁論について(報告)(平成9年10月21日 起案・平成9年10月21日 決裁)のうち、事件番号							
11 控訴の提起(報告)及び訴訟代理人の選任について(伺い)(平成10年4月13日 起案・平成10年4月14日 決裁)	控訴の提起(報告)及び訴訟代理人の選任について(伺い)(平成10年4月13日 起案・平成10年4月14日 決裁)				(2) 訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名							
(1) 控訴の提起(報告)及び訴訟代理人の選任について(伺い)(平成10年4月13日 起案・平成10年4月14日 決裁)	(1) 控訴の提起(報告)及び訴訟代理人の選任について(伺い)(平成10年4月13日 起案・平成10年4月14日 決裁)				(3) 訴訟経過報告書のうち、事件番号、氏名、郵便物配達証明書の引受番号、印影、住所							
(2) 控訴状	(2) 控訴状				(4) 証人調査のうち、事件番号、住所、評価額							
(3) 訴訟委任状	(3) 訴訟委任状				9 第8回口頭弁論について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)の							
(4) 口頭弁論期日出状	(4) 口頭弁論期日出状				(1) 第8回口頭弁論について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)のうち、事件番号							
12 第1回口頭弁論について(報告)(平成10年6月26日 起案・平成10年6月26日 決裁)	第1回口頭弁論について(報告)(平成10年6月26日 起案・平成10年6月26日 決裁)				(2) 訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名、印影							
(1) 第1回口頭弁論について(報告)(平成10年6月26日 起案・平成10年6月26日 決裁)	(1) 第1回口頭弁論について(報告)(平成10年6月26日 起案・平成10年6月26日 決裁)				(3) 訴訟経過報告書のうち、事件番号、氏名、地積、弁護士の印影							
(2) 訴訟経過のご報告	(2) 訴訟経過のご報告				10 判決書の送付について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)の							
(3) 訴訟経過報告書	(3) 訴訟経過報告書				(1) 判決書の送付について(報告)(平成10年2月13日 起案・平成10年2月16日 決裁)のうち、事件番号、氏名							
13 第2回口頭弁論について	第2回口頭弁論について				(2) 判決書のうち、事件番号、住所、氏名、土地の価格、地積、土地の所在地番							
(1) 訴訟経過のご報告	(1) 訴訟経過のご報告				(11) 控訴の提起(報告)及び訴訟代理人の選任について(伺い)(平成10年4月13日 起案・平成10年4月14日 決裁)の							
(2) 準備書面(一)	(2) 準備書面(一)				(1) 控訴の提起(報告)及び訴訟代理人の選任について(伺い)(平成10年4月13日 起案・平成10年4月14日 決裁)のうち、氏名							
14 判決書の送付について(報告)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)	判決書の送付について(報告)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)				(2) 控訴状のうち、郵便番号、住所、氏名、電話番号、訴訟物の価額、事件番号、印影							
(1) 判決書の送付について(報告)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)	(1) 判決書の送付について(報告)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)				(3) 訴訟委任状のうち、氏名、事件番号							
(2) 判決書	(2) 判決書				(4) 口頭弁論期日出状のうち、事件番号、氏名							
15 高等裁判所判決検討資料	高等裁判所判決検討資料				12 第1回口頭弁論について(報告)(平成10年6月26日 起案・平成10年6月26日 決裁)の							
(1) 固定資産評価額審査決定取消請求控訴事件判決概要	(1) 固定資産評価額審査決定取消請求控訴事件判決概要				(1) 第1回口頭弁論について(報告)(平成10年6月26日 起案・平成10年6月26日 決裁)のうち、氏名							
(2) 職務経理、抜粋資料	(2) 職務経理、抜粋資料				(2) 訴訟経過のご報告							
16 上告について(伺い)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)	上告について(伺い)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)				(3) 訴訟経過報告書のうち、事件番号、氏名、地積、郵便番号、住所、電話番号、訴訟物の価額、印影、間口・奥行、筆数、職業、弁護士の印影							
(1) 上告について(伺い)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)	(1) 上告について(伺い)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)				13 第2回口頭弁論についての							
(2) 訴訟委任状	(2) 訴訟委任状				(1) 訴訟経過のご報告のうち、弁護士の印影、事件番号、氏名、印影							
(3) 上告状兼上告受理申立書	(3) 上告状兼上告受理申立書				(2) 準備書面(一)のうち、事件番号、氏名、印影、評価額、評価額の10パーセントの額、適正時価							
(4) 上告状兼上告受理申立書の補正書	(4) 上告状兼上告受理申立書の補正書				額、およびその適正時価額、住所、土地の所在地番、固定資産課税台帳登録価額、標準宅地の所在、間口・奥行							
(5) 上告提起通知書	(5) 上告提起通知書				14 判決書の送付について(報告)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)の							
(6) 上告受理申立て通知書	(6) 上告受理申立て通知書				(1) 判決書の送付について(報告)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)のうち、事件番号、氏名							
(7) 上申書	(7) 上申書				(1) 判決書の送付について(報告)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)の							
17 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出について(伺い)(平成10年12月2日 起案・平成10年12月3日 決裁)	上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出について(伺い)(平成10年12月2日 起案・平成10年12月3日 決裁)				(1) 判決書の送付について(報告)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日 決裁)のうち、事件番号、氏名							
(1) 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出について(伺い)(平成10年12月2日 起案・平成10年12月3日 決裁)	(1) 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出について(伺い)(平成10年12月2日 起案・平成10年12月3日 決裁)											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
平成10年12月3日決裁	上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出について(伺い)(平成10年12月2日 起案・平成10年12月3日決裁)				(2)判決書のうち、事件番号、住所、氏名、土地の価格、課税標準価格							
平成10年12月3日決裁	上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出について(伺い)(平成10年12月2日 起案・平成10年12月3日決裁)				15 高等裁判所判決検討資料の(1)固定資産評価額審査決定取消請求控訴事件判決概要のうち、事件番号、氏名、土地の価格、課税標準価格							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				16 上告について(伺い)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日決裁)の(1)上告について(伺い)(平成10年10月9日 起案・平成10年10月12日決裁)のうち、事件番号、在住地、氏名、評価額、土地の価格、課税標準価格							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書				(2)訴訟委任状のうち、氏名							
平成10年12月3日決裁	上告事件及び上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日決裁)				(3)上告状兼上告受理申立書のうち、郵便番号、住所、氏名、事件番号、弁護士の影響							
平成10年12月3日決裁	上告事件及び上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日決裁)				(4)上告状兼上告受理申立書の補正書のうち、事件番号、氏名、弁護士の影響							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(5)上告提起通知書のうち、事件番号、氏名							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書				(6)上告受理申立て通知書のうち、事件番号、氏名							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(7)上申書のうち、事件番号、氏名、住所、土地の所在地番、印影、郵便番号、弁護士の印影							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				17 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出について(伺い)平成10年12月2日 起案・平成10年12月3日決裁)							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(1)上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出について(伺い)平成10年12月2日 起案・平成10年12月3日決裁)							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				(2)上告理由書のうち、氏名、事件番号、土地の価格、評価額、課税標準額、土地の所在地番、地積、弁護士の影響							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(3)上告受理申立て理由書のうち、氏名、事件番号、土地の価格、課税標準価格、土地の所在地番、地積、弁護士の印影							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				18 上告事件及び上告受理申立事件の決定書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日決裁)の							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(1)上告事件及び上告受理申立事件の決定書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日決裁)のうち、事件番号							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				(2)決定書のうち、事件番号、住所、氏名							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(3)決定書のうち、事件番号、住所、氏名							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				19 口頭弁論期日出状の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日決裁)の							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(1)口頭弁論期日出状の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日決裁)のうち、事件番号							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				(2)口頭弁論期日出状のうち、事件番号、氏名							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				20 答弁書の送付について(報告)(平成14年5月13日 起案・平成14年5月17日決裁)の							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				(1)答弁書の送付について(報告)(平成14年5月13日 起案・平成14年5月17日決裁)のうち、事件番号、氏名							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(2)答弁書の送付について(報告)(平成14年5月13日 起案・平成14年5月17日決裁)のうち、事件番号							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				(2)答弁書のうち、事件番号、氏名、印影、間口・奥行、筆数							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				21 訴訟経過の報告について(平成14年6月10日 起案・平成14年6月11日決裁)の							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				(1)訴訟経過の報告について(平成14年6月10日 起案・平成14年6月11日決裁)のうち、事件番号							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(2)訴訟経過のご報告							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				22 上告受理申立事件の判決書の送付について(報告)(平成14年7月10日 起案・平成14年7月11日決裁)の							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(1)上告受理申立事件の判決書の送付について(報告)(平成14年7月10日 起案・平成14年7月11日決裁)のうち、事件番号							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				(2)判決書							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(3)上告受理申立て理由書							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				23 再審訴状の決定書の送付について(報告)(平成14年9月17日 起案・平成14年9月18日 決裁)の							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(1)再審訴状の決定書の送付について(報告)(平成14年9月17日 起案・平成14年9月18日 決裁)のうち、事件番号							
平成10年12月3日決裁	上告受理申立て理由書の送付について(報告)(平成14年4月17日 起案・平成14年4月25日 決裁)				(2)決定書							
平成10年12月3日決裁	上告理由書				(3)再審訴状							

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
16 15. 11. 4	埼玉県東南部都市連絡調整会議の合併に関する部会における越谷市の所有するすべての配布資料及び会議録		8	1(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第1回政策研究専門部会次第 1(2)平成13年度第1回政策研究専門部会資料 2 報告書素案に対する意見 3 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第1回政策研究専門部会次第 4(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第2回政策研究専門部会次第 4(2)政策研究専門部会調査研究フロー(案) 4(3)将来フレームについて 5(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第3回政策研究専門部会次第 5(2)(参考資料)サービス水準の比較分析 5(3)将来フレームについて 5(4)政令指定都市関係資料 6(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第4回政策研究専門部会次第 6(2)政令市移行のポテンシャル分析 6(3)歳入歳出総額(H12)、歳入内訳(H12)、目的別歳出(H12)、人口財政指標(H12) 7(1)埼玉県東南部都市連絡調	公開			0円	0円	市長(企画課)	16. 1. 5	15.11.17 公開決定等 期間延長通 知

(2)判決書のうち、事件番号、住所、氏名、課税標準の基礎となる価格、土地の価格、地積、課税標準価格、(3)上告受理申立て理由書のうち、事件番号、氏名、土地の価格、課税標準とされた価格、課税標準価格、土地の所在地番、地積、地積、弁護士印影
23 再審訴状の決定書の送付について(報告)(平成14年9月17日)起案・平成14年9月18日(判決)の
(1)再審訴状の決定書の送付について(報告)(平成14年9月17日)起案・平成14年9月18日(判決)のうち、事件番号
(2)決定書のうち、事件番号、住所、氏名
(3)再審訴状のうち、事件番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、ファックス番号、訴訟物の価額、課税標準の基礎となる価格、地積、最寄駅からの所要時間、印影

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				整会議平成14年度第5回政策研究専門部会次第 7(2)政令市のデータ分析 7(3)合併についての調査研究中間報告目次案 8 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第6回政策研究専門部会次第								
			14	1 平成13年度第2回政策研究専門部会配布資料(履歴・業績書を除く) 2 埼玉県東南部都市連絡調整会議第3回政策研究専門部会資料 3 埼玉県東南部都市連絡調整会議第4回政策研究専門部会資料 4 埼玉県東南部都市連絡調整会議政策研究専門部会第5回勉強会 5 埼玉県東南部都市連絡調整会議政策研究専門部会第6回勉強会 6 埼玉県東南部都市連絡調整会議政策研究専門部会第7回勉強会 7(1)補足:政令指定都市の歳出額について 7(2)政策研究専門部会運営支援業務報告書(素案) 8 政策研究専門部会運営支援業務報告書(素案) 9 平成13年度政策研究専門部会報告書(案) 10 参考資料:年度別財政指標(普通会計) 11 平成14年度政策研究専門部会合併についての調査研究中間報告書(素案) 12(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第1回政策	非公開	第7条 第2号 第3号 第5号						

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
			15	研究専門部会報告 12(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第1回政策研究専門部会資料 13(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第2回政策研究専門部会報告 13(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第2回政策研究専門部会次第 13(3)出席者名簿 13(4)埼玉県東南部都市連絡調整会議第2回政策研究専門部会資料 14(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第3回政策研究専門部会報告 14(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第3回政策研究専門部会次第 14(3)出席者名簿 14(4)学識者インタビューメモ 14(5)新市の将来都市像の検討に関する調査結果概要 14(6)政策研究専門部会新市の将来都市像の検討に関する調査シート					0円	0円			
					部分公開	第7条第1号第3号第5号							1 平成13年度第1回政策研究専門部会会議報告(要旨)のうち、発言者名、発言内容の一部分 2(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第2回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者名、講師の地位及び氏名 2(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第2回政策研究専門部会次第のうち、講師の地位及び氏名 2(3)講師の履歴・業績書のうち、氏名、生月日、出身地、自宅住所、学歴、職歴、主要業績 3(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第3回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
5	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第5回政策研究専門部会内容(要旨)			件名	名、講師の地位及び氏名、発言内容の一部							
6	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第6回政策研究専門部会内容(要旨)			件名	3(2)(講師の)プロフィールのうち、氏名、学歴・職歴、主要業績							
7	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第7回政策研究専門部会内容(要旨)			件名	4 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第4回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者名、講師の地位及び氏名							
8	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第8回政策研究専門部会内容(要旨)			件名	5 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第5回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者名及び発言者が特定され得る部分、講師の地位及び氏名							
9	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第9回政策研究専門部会内容(要旨)			件名	6 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第6回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者名及び発言者が特定され得る部分、講師の地位及び氏名							
10(1)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第1回政策研究専門部会報告			件名	7 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第7回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者名、講師の地位及び氏名、発言内容の一部							
10(2)	政策研究専門部会の概要説明について			件名	8 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第8回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者名及び発言者が特定され得る部分、講師の地位及び氏名、発言内容の一部							
11(1)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第2回政策研究専門部会報告			件名	9 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第9回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者名							
11(2)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第3回政策研究専門部会報告			件名	10(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第10回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者名							
11(3)	財政予測について			件名	10(2)政策研究専門部会の概要説明についてのうち、法人の担当者名及び地位							
12(1)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第4回政策研究専門部会報告			件名	11(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第2回政策研究専門部会報告のうち、発言者名及び発言者が特定され得る部分							
12(2)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第5回政策研究専門部会報告			件名	11(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第2回政策研究専門部会出席者名簿のうち、法人の担当者名							
12(3)	財政予測について			件名	11(3)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第2回政策研究専門部会出席者名簿のうち、5市1町の項目別歳入及び歳出の推移(平成5年度～平成13年度)、(3ステップ)合併前の財政状況(1)予測手法のうち、合併前の項目別歳入予測の補正方法及び合併前の項目別歳出予測の補正方法、(2)予測結果のうち、自治体の名称及び予測結果の部分、5市1町の歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、草加市の歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、越谷市の歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、八潮市の歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、松伏町の歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、5市1町の項目別歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、越谷市の歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、吉川市の歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、八潮市の項目別歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、越谷市の項目別歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、三郷市の項目別歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、吉川市の項目別歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)、松伏町の項目別歳入及び歳出の見通し(平成5年度～平成17年度)							
13(1)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第4回政策研究専門部会報告			件名	12(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第3回政策研究専門部会報告							
13(2)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第4回政策研究専門部会報告			件名	12(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第3回政策研究専門部会出席者名簿							
14(1)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第5回政策研究専門部会報告			件名	13(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第4回政策研究専門部会報告							
14(2)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第5回政策研究専門部会報告			件名	13(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第4回政策研究専門部会出席者名簿							
14(3)	ヒアリング調査結果			件名	14(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第5回政策研究専門部会報告							
15(1)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第6回政策研究専門部会報告			件名	14(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第5回政策研究専門部会出席者名簿							
15(2)	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第6回政策研究専門部会報告			件名	14(3)ヒアリング調査結果							

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
17	15.11.25 越谷市開発指導要綱に基づく協議書No14-173平成15年2月20日のうち、工事公策等に関する協定書(ただし、平成15年11月4日に公開されたものを除く。)	市内の個人	1	越谷市開発指導要綱に基づく協議書No14-173平成15年2月20日の工事公策等に関する協定書(ただし、平成15年11月4日に公開されたものを除く。)	第7条第1号第2号部分公開	・甲に記載された住所、氏名、印影 ・乙に記載された法人の印影	0円	110円	市長(開発指導課)	15.12.3		
				度～平成27年度)、八潮市の項目別歳入及び歳出の見通し(平成14年度～平成27年度)、三郷市の項目別歳入及び歳出の見通し(平成14年度～平成27年度)、吉川市の項目別歳入及び歳出の見通し(平成14年度～平成27年度)、松伏町の項目別歳入及び歳出の見通し(平成14年度～平成27年度)、参考:項目別予測結果 13(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第4回政策研究専門部会報告のうち、発言者名及び発言者が特定され得る部分、発言内容の一部 13(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第4回政策研究専門部会出席者名簿のうち、法人の担当者名 14(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第5回政策研究専門部会報告のうち、発言者名 14(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第5回政策研究専門部会出席者名簿のうち、法人の担当者名 14(3)ヒアリング調査結果のうち、ヒアリング調査結果の要点一覧、さいたま市ヒアリングメモ、千葉市ヒアリングメモ、堺市ヒアリングメモ 15(1)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第6回政策研究専門部会報告のうち、発言者名 15(2)埼玉県東南部都市連絡調整会議平成14年度第6回政策研究専門部会出席者名簿のうち、法人の担当者名								

処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
18 15.12.1	建築事前協議書 H15.1.28 G-112一式	市内の個人	1	<ul style="list-style-type: none"> 建築事前協議申請書平成15年1月28日受付第G-112号 委任状 全部事項証明書(土地) 案内図 公図の写し 配置図・求積図 1階平面図・2階平面図 南側立面図・東側立面図 断面図 建築住宅課宛「建築事前協議について(協議依頼)」協議書 標識設置の写真 	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 建築事前協議申請書平成15年1月28日受付第G-112号のうち、建築主の電話番号及び印影、土地所有者の電話番号及び印影、設計者(代理人)の担当者名及び印影 委任状のうち、建築主の印影、設計者(代理人)の担当者名 1階平面図・2階平面図 南側立面図・東側立面図 断面図 標識設置の写真のうち、建築主の電話番号 	0円	80円	市長(開発指導課)	15.12.11		
19 15.12.5	大日本パッケージ㈱に関する苦情受理(処理)報告書(H15.5.30以降の分)	市内の個人	1	大日本パッケージ㈱に関する苦情受理(処理)報告書(H15.5.30以降の分)	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名、住所及び電話番号 法人の担当者名 法人担当者の役職名 	0円	70円	市長(環境保全課)	15.12.19		
20 15.12.17	埼玉県東南部都市連絡調整会議部会のH15年度の資料、会議録等一切の書類(前回請求以降)	利害関係者	1	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第4回政策研究専門部会次第 出席者名簿 5市1町の将来都市像に関する調査研究中間報告(案) 埼玉県東南部都市連絡調整会議第3回政策研究専門部会資料 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第4回政策研究専門部会報告 	非公開	<ul style="list-style-type: none"> 第7条 第2号 第3号 第5号 			市長(企画課)	16.1.5		
			1	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第3回政策研究専門部会内容(要旨) プロフィール 	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成13年度第3回政策研究専門部会内容(要旨)のうち、発言者名、講師の地位及び氏名、発言内容の一部 	0円	0円				

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
21	・平成15年10月9日付け越環境保第368号騒音の防止について ・平成15年11月4日付上記文書に対する改善計画書	市内の個人	2	1 平成15年10月9日付け越環境保第368号騒音の防止について(注意) 2 平成15年11月4日付け改善計画書	部分公開	第7条 第2号	法人の印影 プロフィールのうち、氏名、学歴・職歴、主要業績	0円	30円	市長 (環境保全課)	16. 1. 5	
22	農地改良等に係る届出書 ・平成12.3.13受付 第1202号 ・平成12.3.13受付 第1203号 ・平成12.3.13受付 第1204号 ・平成12.3.21受付 第1236号 ・平成12.3.24受付 第1244号 ・平成12.3.28受付 第1259号	利害関係者	6	農地改良等に係る届出書(6件) 1 平成12年3月13日受付 第1202号 2 平成12年3月13日受付 第1203号 3 平成12年3月13日受付 第1204号 4 平成12年3月21日受付 第1236号 5 平成12年3月24日受付 第1244号 6 平成12年3月28日受付 第1259号	部分公開	第7条 第1号 第2号	個人(地権者、届出者、発注者、申請者)の印影及び電話番号 ・法人の担当者(運搬業者(連絡者)名 ・法人及び個人事業主(事業者、施工者、連絡者、運搬業者)の印影	0円	650円	農業委員会	15.12.25	
23	受付日平成14年12月24日の文化エステートの建築中のマンションでの建築協議申請書(場所南越谷2丁目)表紙のみ	市内の個人	1	建築事前協議書平成14年12月24日受付第G-102号の申請書	部分公開	第7条 第1号 第2号	建築主及び土地所有者の印影 ・設計者(代理人)の担当者名 ・担当者の印影	0円	30円	市長 (開発指導課)	16. 1. 8	

処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
24	16. 1.13 建築事前協議申請書 H14.5.21L-014のうち申請書のみ	市内の個人	1	建築事前協議申請書 H14.5.21受付L-014号の申請書	部分公開	第7条第1号	・建築主の印影及び電話番号 ・土地所有者の印影 ・設計者(代理人)の担当者名及び担当者の印影	0円	10円	市長 (開発指導課)	16. 1.19	
25	16. 1.15 埼玉県東南部都市連絡調整会議政策に関する部会のH15年度のすべての資料(前回の公開請求以降分)	利害関係者	1	・埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第5回政策研究専門部会次第 ・出席者名簿 ・新市の将来都市像について ・今後の調査研究の進め方について ・埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第5回政策研究専門部会報告	非公開	第7条第3号 第5号				市長 (企画課)	16. 1.29	
26	16. 1.29 越谷市大字袋山字堤通(番号他)地先前原道(添付公図上の赤線部分)の所在についての資料	市内の個人	1	官民境界査定平成7年7月224査定資料のうち、袋山字堤通 番号北側道路敷について ・新方領耕地整理地区確定図(荻島村・大袋村1/6000) ・整理後国有地調書図面	部分公開	第7条第1号	・袋山字堤通 番号北側道路敷についてのうち、地権者の承諾に関する情報の部分	0円	60円	市長 (建設総務課)	16. 2.12	
27	16. 1.30 建築計画概要書 確認番号1730 S63.10.31	その他	1	確認番号 1730 昭和63年10月31日 建築計画概要書 (トスファイルに入力されたもの)	部分公開	第7条第1号	・建築主の印影 ・設計者の担当者の印影 ・代理者の担当者の印影	200円	20円	市長 (建築住宅課)	16. 2. 6	
28	16. 1.30 建築計画概要書 確認番号 905 H元.7.22	その他	1	確認番号 905 平成元年7月22日 建築計画概要書 (トスファイルに入力されたもの)	部分公開	第7条第2号	建築主(法人代表者)の印影	200円	20円	市長 (建築住宅課)	16. 2. 6	

処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
29	16. 2. 3 埼玉県東南部都市連絡調整会議(H15/12)の政策部会の議事録(公開できる部分のみとし、部分公開で結構です。)	利害関係者	1	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第5回政策研究専門部会報告	非公開	第7条第3号第5号				市長(企画課)	16. 2. 16	
30	16. 2. 6 越谷市開発指導要綱に基づく協議書 14 - 173 平成15年2月20日のうちの測量図	市内の個人	1	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(14 - 173 平成15年2月20日)のうちの測量図	公開			0円	10円	市長(開発指導課)	16. 2. 13	
31	16. 2. 16 学校法人袋山学園しらこぼ幼稚園の委嘱辞退届	市内の個人	1	委嘱辞退届	部分公開	第7条第2号	法人の印影	0円	10円	教育委員会(指導課)	16. 2. 25	
32	16. 2. 17 平成14年11月5日以降で環境保全課が保有する大日本パッキング㈱に関する文書(ただし「これまで情報提供された文書又は情報公開請求に関わる文書」、「公害等調整委員会に関わる文書」、「大日本パッキング㈱以外の記載部分」を除く)	市内の個人	5	越環保第265号平成15年7月25日起案平成15年7月29日決裁悪臭防止対策について(伺い) 1. 大日本パッキング株式会社に係る公害苦情受理(処理)報告書(平成16年1月29日以降の分) 2. 越環保第635号平成15年3月7日起案平成15年3月10日決裁平成14年度悪臭分析業務委託その2の調査結果について(報告)(大日本パッキング株式会社にに関する部分) 3. 平成15年9月12日起案平成15年9月16日決裁大日本パッキング㈱における注意文書に係る改善報告書について(報告) 4. 平成15年12月3日起案平成15年12月5日決裁環境保全課	公開		1. 大日本パッキング株式会社に係る公害苦情受理(処理)報告書(平成16年1月29日以降の分) 法人の担当者名・役職名、個人の氏名 2. 越環保第635号平成15年3月7日起案平成15年3月10日決裁平成14年度悪臭分析業務委託その2の調査結果について(報告)(大日本パッキング株式会社にに関する部分)のうち、法人の担当者名・役職名、個人の氏名	0円	30円	市長(環境保全課)	16. 3. 2	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				発信事務連絡文書に対する大日本パッケエーシ株式会社からの回答文書について(報告) 5.平成14年度その他の揮発性有機化合物の測定結果(年平均値)			3.平成15年9月12日 起案平成15年9月16日 日決裁大日本パッケエーシ(株)における注意文書に係る改善報告書について(報告) のうち、 ・法人の取引先法人名、及びその第2種臭気測定認定事業所登録番号・郵便番号・住所・電話番号 ・法人の印影 ・法人の取引先法人の臭気判定士名、及びその印影・担当者名 ・法人の担当者名・役職名 4.平成15年12月3日 起案平成15年12月5日 日決裁環境保全課発信事務連絡文書に対する大日本パッケエーシ株式会社からの回答文書について(報告) のうち、 ・法人の印影 ・法人の担当者名・役職名 5.平成14年度その他の揮発性有機化合物の測定結果(年平均値)のうち、 法人の担当者名・役職名					
33 16. 2. 18	建築条例のある地区計画区域において、地区計画決定時の地区総世帯数及びその同意世帯数がわかる資料(花田三丁目地区、沼田地区、千間台西四丁目地区、千間台西五丁目地区、千間台西六丁目地区を除く)	市内の個人	1	千間台西2丁目地区計画関係のうちの千間台西二丁目地区計画素案に対する意見聴取結果等について	公開			0円	10円	市長 (都市計画課)	16. 2. 26	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
16. 2. 18	建築条例のある地区計画区域において、条例化に当たり同意した世帯数及びその地区の総世帯数がわかる資料(花田三丁目地区、沼田地区を除く)	市内の個人	4	1. 地区計画の条例化への要望書のうちの千間台西二丁目地区計画条例化の賛否 2. 地区計画の条例化への要望書のうちの千間台西四丁目地区計画条例化の賛否 3. 地区計画の条例化への要望書のうちの千間台西五丁目地区計画条例化の賛否 4. 地区計画の条例化への要望書のうちの千間台西六丁目地区計画条例化の賛否	公開		0円	40円	市長 (建築住宅課)	16. 2. 26		
16. 2. 19	埼玉県東南部都市連絡調整会議政策研究専門部会のH16/1の報告書	利害関係者	1	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第6回政策研究専門部会報告	非公開	第7条 第3号 第5号			市長 (企画課)	16. 3. 2		
16. 2. 19	埼玉県東南部都市連絡調整会議政策研究専門部会幹事会(H15年度分)に関する資料(H16/2/17の幹事会の資料等を含む)	利害関係者	2	1. 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第1回幹事会のうち、 ・埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第1回幹事会 ・公共施設の相互利用について 2. 埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第3回幹事会のうち、 ・埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第3回幹事会 ・公共施設の相互利用について	公開		0円	0円	市長 (企画課)	16. 3. 2		
			1	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第2回幹事会	部分公開	第7条 第3号 第5号	平成16年度予算に係る部分 平成15年度事業の進捗状況のうち、政策研究専門部会、防災専門部会、消防専門部会、税務専門部会、上下水道専門部会、男女共同参画研究専門部会の部分	0円	0円			

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
			1	埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度第3回幹事会のうち、 ・埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度政策研究専門部会調査研究報告書 ・5市1町の合併に関する調査研究最終報告 ・埼玉県東南部都市連絡調整会議平成15年度男女共同参画研究専門部会調査研究報告書	非公開	第7条第3号第5号						
37 16. 2. 20	官民境界査定S - 50 - 10 - 36の一連の関連資料			1. 官民境界査定S - 50 - 10 36査定資料 2. 官民境界査定S - 47 - 11 受付 1731 査定資料 3. 官民境界査定S - 48 - 4 受付 603 査定資料 4. 官民境界査定S - 50 - 5 51 査定資料	部分公開	第7条第1号第2号	1. 官民境界査定S - 50 - 10 36 査定資料のうち、申請者の印影及び申請者の承諾に関する情報の部分 2. 官民境界査定S - 47 - 11 受付 1731 査定資料のうち、申請者の印影及び申請者の電話番号 3. 官民境界査定S - 48 - 4 受付 603 査定資料のうち、申請者の印影 4. 官民境界査定S - 50 - 51 査定資料のうち、申請者の印影及び参考資料として提出された地積測量図の一部(土地登記簿等に記録されている情報が記載されていると裁谷市が確認した部分を除く部分) ・土地家屋調査士の印影	0円	210円	市長(建設総務課)	16. 3. 5	
38 16. 2. 20	住基ネットワーク機器保守管理委託(平成15年4月1日付)	市内の個人	1	住基ネットワーク機器保守管理委託契約書(平成15年4月1日付)	部分公開	第7条第2号	法人代表者の印影	0円	60円	市長(契約課)	16. 2. 26	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
39 16. 2. 23	建築計画概要書 2406 平成7年3月20日	市内の個人	1	建築計画概要書 確認番号 2406 平成7年3月20日 (トスファイルに入力されたもの)	公開		0円	20円	市長 (建築住宅課)	16. 2. 25	

処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
16. 3. 8	越谷市大字袋山字堤通(番号他)地先前原道の所在について決定した決裁及びその効力発生の手続き書類	市内の個人			非公開	不存在				市長 (建設総務課)	16. 3.16	
16. 3. 8	建設総務課職員が民間業者に対し「自己所有土地を逸脱して埒のところまで建物を建築しても何の問題もありません」と言った根拠となる資料	市内の個人			非公開	不存在				市長 (建設総務課)	16. 3.16	
16. 3.25	建築物定期調査報告書 (H16.1.5 E - 72)	市内の団体	1	建築物定期調査報告書 (H16.1.5 E - 72)	部分公開	第7条 第2号 第4号	報告者の印影 ・1F2F平面図、8F~ 10F屋上PH平面図	0円	80円	市長 (建築住宅課)	16. 3.31	
16. 3.25	越谷市南越谷4丁目 地内のマンション建設に関する隣地所有者、電波障害、眺望 についての協定書類	市内の団体			非公開	適用外 (その他)				市長 (開発指導課)	16. 4. 5	
16. 3.30	児童福祉課の出勤簿 課長及び課長補佐(16年3月分)	市内の個人								市長 (児童福祉課)		16. 3.31 取下げ

第2 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務について

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などをあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務について記載した届出書は、情報公開室でどなたでも閲覧することができるようになっています。

平成14年度末の個人情報取扱事務の届出件数は、1,391件で、その後平成16年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が32件（前年度66件）、変更の届出が27件（前年度174件）、廃止の届出が10件（前年度21件）あり、平成15年度末の届出件数は、1,413件となっています（平成15年度末の届出件数＝平成14年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関及び部課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の届出状況（平成16年3月31日現在）

実施機関及び部課	14年度末 の届出件数	15年度内届出件数			15年度末 の届出件数
		開始	変更	廃止	
市長	1048	29	17	8	1069
秘書室秘書課	17	0	0	0	17
秘書室広報広聴課	14	0	0	0	14
企画部企画課	18	0	0	0	18
企画部財政課	6	0	0	0	6
企画部事務管理課	6	0	1	0	6
企画部人権推進課	2	0	0	0	2
企画部越谷コミュニティセンター	0	0	0	0	0
総務部庶務課	8	0	0	0	8
総務部情報公開室	6	1	1	0	7
総務部人事課	19	0	0	0	19
総務部職員研修室	1	0	0	0	1
総務部契約課	6	0	0	0	6
総務部管財課	13	0	0	0	13
税務部市民税課	9	0	0	0	9
税務部資産税課	10	0	0	0	10

稅務部納稅課	5	0	0	0	5
市民部市民課	21	1	1	0	22
市民部自治振興課	19	0	0	0	19
市民部市民生活課	14	2	0	2	14
市民部北部出張所	0	0	0	0	0
市民部南部出張所	0	0	0	0	0
健康福祉部社会福祉課	23	0	0	0	23
健康福祉部障害福祉課	71	2	0	2	71
健康福祉部高齡福祉課	41	3	0	1	43
健康福祉部介護保険課	18	1	0	0	19
健康福祉部国民健康保険課	37	0	0	0	37
健康福祉部市民健康課	69	1	2	1	69
兒童福祉部兒童福祉課	108	1	0	0	109
兒童福祉部保育課	34	0	0	0	34
環境經濟部環境資源課	22	1	1	0	23
環境經濟部環境保全課	30	8	2	0	38
環境經濟部交通防災課	27	2	1	0	29
環境經濟部商業觀光課	15	0	0	1	14
環境經濟部産業振興課	8	0	1	0	8
環境經濟部農政課	43	0	2	0	43
建設部建設總務課	9	0	0	0	9
建設部道路街路課	23	0	0	0	23
建設部治水課	10	0	0	0	10
建設部下水道課	9	0	0	0	9
建設部営繕課	1	0	0	0	1
都市整備部都市計畫課	19	1	1	1	19
都市整備部都市整備推進課	7	0	0	0	7
都市整備部市街地整備課	18	0	0	0	18
都市整備部再開発課	2	0	0	0	2
都市整備部公園緑地課	12	0	0	0	12
都市整備部開発指導課	6	2	2	0	8
都市整備部建築住宅課	27	2	0	0	29
工事検査室工事検査課	2	0	0	0	2
国体事務局總務企画課	1	0	0	0	1
国体事務局競技式典課	0	0	0	0	0

市立病院事務部庶務課	57	0	0	0	57
市立病院事務部医事課	40	0	0	0	40
市立看護専門学校庶務課	5	0	0	0	5
市立看護専門学校教務担当	4	0	0	0	4
出納室出納課	9	0	0	0	9
消防本部総務課	10	1	0	0	11
消防本部予防課	19	0	0	0	19
消防本部警防課	8	0	0	0	8
消防本部指令課	4	0	2	0	4
消防署本署	6	0	0	0	6
教育委員会	261	3	9	2	262
教育総務部総務課	73	1	1	0	74
教育総務部指導課	33	0	0	0	33
教育総務部保健給食課	16	1	2	0	17
生涯学習部社会教育課	27	0	4	2	25
生涯学習部体育課	28	0	0	0	28
生涯学習部生涯学習センター	63	1	1	0	64
生涯学習部図書館	21	0	1	0	21
選挙管理委員会	24	0	1	0	24
公平委員会	3	0	0	0	3
監査委員	3	0	0	0	3
農業委員会	33	0	0	0	33
固定資産評価審査委員会	2	0	0	0	2
議 会	17	0	0	0	17
合 計	1391	32	27	10	1413

〔 15年度末の届出件数 〕 = 〔 14年度までの届出件数 〕 + 〔 開始 〕 -
〔 廃止 〕

2 個人情報目的外利用等の状況

1の個人情報取扱事務は、届出書に記載された範囲を超える目的のために利用したり、実施機関以外の者へ外部提供することを原則として禁止しています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報をその事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、

一定の要件と手続きのもとで、目的外利用や外部提供を認めて市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成15年度末の目的外利用は694件で、外部提供は424件となっています。

なお、実施機関及び部課別の個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

表7 個人情報の目的外利用等の状況（平成16年3月31日現在）

実施機関及び部課	目的外利用	外部提供
市長	629	339
秘書室秘書課	2	2
秘書室広報広聴課	0	5
企画部企画課	3	8
企画部財政課	0	1
企画部事務管理課	1	1
企画部人権推進課	0	0
企画部越谷コミュニティセンター	0	0
総務部庶務課	0	5
総務部情報公開室	0	0
総務部人事課	2	6
総務部職員研修室	0	1
総務部契約課	0	0
総務部管財課	4	2
税務部市民税課	5	3
税務部資産税課	8	2
税務部納税課	10	4
市民部市民課	11	12
市民部自治振興課	2	1
市民部市民生活課	0	3
市民部北部出張所	0	0
市民部南部出張所	0	0
健康福祉部社会福祉課	50	12
健康福祉部障害福祉課	33	34
健康福祉部高齢福祉課	54	12
健康福祉部介護保険課	15	4
健康福祉部国民健康保険課	25	24

健康福祉部市民健康課	20	19
児童福祉部児童福祉課	144	32
児童福祉部保育課	18	9
環境経済部環境資源課	0	6
環境経済部環境保全課	10	23
環境経済部交通防災課	11	8
環境経済部商業観光課	3	0
環境経済部産業振興課	0	7
環境経済部農政課	24	5
建設部建設総務課	6	0
建設部道路街路課	29	7
建設部治水課	8	1
建設部下水道課	3	1
建設部営繕課	5	0
都市整備部都市計画課	28	11
都市整備部都市整備推進課	55	3
都市整備部市街地整備課	8	8
都市整備部再開発課	5	0
都市整備部公園緑地課	3	0
都市整備部開発指導課	3	1
都市整備部建築住宅課	13	5
工事検査室工事検査課	0	2
国体事務局総務企画課	0	0
国体事務局競技式典課	0	0
市立病院事務局庶務課	0	15
市立病院事務局医事課	2	24
市立看護専門学校庶務課	0	1
市立看護専門学校教務担当	0	2
出納室出納課	0	0
消防本部総務課	2	3
消防本部予防課	3	1
消防本部警防課	0	0
消防本部指令課	1	0
消防署本署	0	3
教育委員会	43	70

教育総務部総務課	37	18
教育総務部指導課	1	8
教育総務部保健給食課	0	3
生涯学習部社会教育課	1	11
生涯学習部体育課	0	13
生涯学習部生涯学習センター	4	17
生涯学習部図書館	0	0
選挙管理委員会	5	5
公平委員会	2	1
監査委員	0	1
農業委員会	14	3
固定資産評価審査委員会	1	0
議 会	0	5
合 計	694	424

3 個人情報開示・訂正等請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成15年度の個人情報の開示請求件数は3件（平成14年度12件、平成13年度3件）で、開示請求の対象文書は4件（平成14年度47件、平成13年度7件）でした。実施機関別の開示請求件数及び処理状況は表8、課別の処理状況は、表9のとおりです。

なお、個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表8 実施機関別開示請求件数及び処理状況

()内は14年度 (件)

実 施 機 関	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	3	3	1	0	0	4
	(8)	(4)	(4)	(2)	(0)	(10)
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(4)	(1)	(2)	(1)	(0)	(4)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

監 査 委 員 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	3	3	1	0	0	4
	(12)	(5)	(6)	(3)	(0)	(14)

1件の開示請求で複数の文書が対象となる場合があるため、1件に対し複数の決定が行われることがあります。したがって、請求件数と処理状況の合計は、一致しないことがあります。

表9 課別処理状況

(件)

課 名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市	市民課	1	1	0	0	2
	児童福祉課	2	0	0	0	2
長	小 計	3	1	0	0	4
合 計		3	1	0	0	4

4 部分開示決定の理由

部分開示決定をした1件についての開示しない理由は、個人情報保護条例第15条第1号の第三者に関する情報に該当するとしたものです。

5 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

表10 個人情報の開示請求の処理状況
(7月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
15. 7. 18	平成15年4月4日に交付された請求者の住民票の写しに係る住民票の写し等請求書	1	平成15年4月4日に発行された請求者の住民票の写し等請求書	部分開示	第15条 第1号	窓口に来た方はどなたですか欄の住所・氏名・住民票の関係、及び請求者はどなたですか欄の氏名・住民票との関係	10円	市長 (市民課)	15. 7. 30	

(8月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
15. 8. 8	請求者が相談した過去4年分の家庭児童相談記録のすべて(日付、請求者名、内容が記載されているもの)	2	児童相談受付記録票(平成年月日及び平成年月日、平成年月日、平成年月日、平成年月日)及び平成年月日	開示			70円	市長 (児童福祉課)	15. 8. 20	

(2月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
3 16. 2.13	請求者の住民 異動届	1	平成 年 月 日に提出された請求者の住民異動届出書	開示			10円	市長 (市民課)	16. 2.18	

第3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、公開請求に対する決定及び開示・訂正等請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表11）。

表11 審査会委員（平成16年3月31日現在）

氏名	備考
右崎正博	会長
茅沼英幸	会長職務代理者
近藤勲	

2 不服申立ての状況

平成15年度は、異議申立てはありませんでした。ただし、平成14年度に諮問され、審査が継続となっていた2件については、部分公開決定の非公開部分のうちの一部を公開する決定が1件、部分開示決定の不開示部分のうちの一部を開示する決定が1件行われています。

この異議申立ての処理状況は、表13のとおりです。

3 審査会の開催状況

平成15年度は、審査会は9回開催されています。開催状況は、表12のとおりです。

表12 審査会開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成15年 4月15日	・第4号事案・第5号事案（平成14年度に諮問を受けた事案）について審査
第2回	平成15年 4月22日	・異議申立人の口頭意見陳述 ・審査
第3回	平成15年 5月 8日	・処分庁の意見聴取 ・審査
第4回	平成15年 5月29日	・審査

第5回	平成15年 6月12日	・審査
第6回	平成15年 7月 1日	・審査
第7回	平成15年 7月 7日	・審査
第8回	平成15年 7月10日	・審査
第9回	平成15年10月20日	・委員の委嘱状交付式 ・会長等選出 ・審査会の運営方法について協議

表 1 3 異議申立ての処理状況

受付番号	異議申立て年月日	請求の内容	原処分の内容		情報公開・個人情報保護審査会		異議申立てに対する決定		実施機関 (所管課)	
			区分	理由	非公開部分	諮問年月日	答申年月日	答申内容		決定年月日
1	15.2.4	平成13年11月5日(0時~12時)における救急活動記録票の全て	部分公開	情報公開条例第7条第1号	救急活動記録票のうち、通報者の欄、事故種別の欄、出場先(目標)の欄、事故発生場所の欄、発生場所区分の欄、道路名の欄、事故の概要の欄、傷病者の欄、意識の欄、呼吸の欄、脈拍の欄、血圧の欄、体温の欄、SpO ₂ の欄、顔貌の欄、表情の欄、瞳孔の欄、対光反射の欄、皮膚の欄、失禁の欄、嘔吐の欄、麻痺の欄、その他の欄、応急処置の欄、医師記載事項の欄、程度別の欄、急病にかかる疾病分類の欄、医療機関区分の欄、告示別の欄、協力者の欄、警察・関係者等の連絡の欄、備考の欄	15.3.11	15.7.10	15.8.25	実施機関の部分公開決定は、非公開部分のうちの一部を公開することが妥当である。	市長 (消防署 本署)

受付番号	異議申立て年月日	請求の内容	原処分の内容		情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関 (所管課)
			区分	理由	不開示部分	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	
2	15.2.4	請求者の情報が記録されている平成年月日の救急活動記録票	部分 開示	個人情報保護 条例第 15条 第1号	・請求者の情報が記録されている救急活動記録の部分のうち の、 通報者の欄、警察・ 関係者等の連絡の欄 ・請求者以外の情報が記録されている救急活動記録の部分のうち の、 傷病者の欄、意識の 欄、呼吸の欄、脈拍 の欄、血圧の欄、Sp O ₂ の欄、表情の欄、 失禁の欄、嘔吐の 欄、麻痺の欄、その 他の欄、応急処置の 欄、医師記載事項の 欄、程度別の欄、医 療機関区分の欄、告 示別の欄、警察・関 係者等の連絡の欄	15.3.11	15.7.10	15.8.25	実施機関の部分開 示決定は、不開示 部分のうちの一部 を開示することが 妥当である。	市長 (消防署 本署)

4 審査会答申

答申第4号

越情審査 第21号

平成15年7月10日

越谷市長 板川 文夫 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 右崎 正博

公文書の公開請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成15年3月11日付け越消本第256号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「越谷市長が平成15年1月22日付け越消本第220号で異議申立人に対してした公文書部分公開決定の取り消しを求める旨の異議申立て」について

答 申

第 1 審査会の結論

異議申立人による「平成13年11月5日の午前中(0時~12時)における救急活動記録票のすべて」についてなされた公開請求に対して、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号、以下「本件条例」という。)第7条第1号に規定する、特定の個人が識別され得る個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められる情報が記録されているとして、越谷市長が平成15年1月22日付けで行った公文書部分公開決定は、以下に掲げる欄に記載された事項については、いずれも本件条例第7条第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」には該当しないと考えられるため、公開することが妥当であると判断し、それ以外の欄に記載された事項については、非公開の決定が妥当であると判断する。

- (1) 「発生場所区分」欄
- (2) 「道路名」欄
- (3) 「医師記載事項」欄のうちの所在地、医療機関名
- (4) 「医療機関区分」欄
- (5) 「告示別」欄
- (6) 「協力者」欄
- (7) 「警察・関係者等の連絡」欄(ただし、累計8030に付された「第1号様式の2」の同欄の傷病者本人の氏が記録された記載事項を除く。)
- (8) 「備考」欄のうちの医療機関に関する記載事項

第 2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件条例第6条の定めるところにより、平成15年1月8日に公文書公開請求書によって本件公文書について公開請求を行ったが、越谷市長が同年1月22日付け越消本第220号の公文書部分公開決定通知書により、公文書の一部を除いて公開とする部分公開決定を行ったため、その取消しを求めて、本件異議申立てに至ったものである。

第 3 異議申立人の主張要旨

平成15年2月4日付けの異議申立書、同年4月7日付けの意見書及び同年4月22日に行われた異議申立人による口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

越谷市長に対し、平成15年1月8日付けで本件条例の規定に基づき「平成

13年11月5日の午前中(0時~12時)における救急活動記録票のすべて」を公開請求したところ、16件分が部分公開されたが、この救急活動記録票に記載されている事項において、特定の個人を推定することが不可能な事項についてまで公開しない部分として消されていたことから、この措置は本件条例第1条、第7条等に違反していると判断するものである。

その違反を主張する理由については以下のとおりであり、本件公文書に対する部分公開決定を取り消し、救急活動記録票の「事故種別」、「出場先(目標)」、「事故発生場所」、「発生場所区分」、「道路名」、「事故の概要」、「医療機関選定者」、「医療機関選定理由」、「医師記載事項」等の情報を公開すべきである。

1 部分公開された16件中2件の救急活動記録票には、通報者の氏名と電話番号の記載事項が消されないまま明らかにされていたが、この明らかにされた記載事項は、行政情報の公開の趣旨からすれば抹消されるべきはずの情報であり、これらの個人に関する情報が消されずに公開されたことは、本件条例第7条に対する違反であり、実施機関によるいいかげんな情報公開の手続きが行われたものと思慮される。

2 次に、本件条例の非公開情報規定を拡大解釈した情報公開が行われた。救急活動記録票の記載事項において、公開しない部分とされた「事故種別」、「出場先(目標)」、「事故発生場所」、「発生場所区分」、「道路名」、「事故の概要」、「医療機関選定者」、「医療機関選定理由」、「医師記載事項」等の情報については、公開しても何ら特定の個人を識別することができない情報であるとともに、実施機関は、現在の救急車の運用実態等(救急活動に向かう救急車はサイレンを鳴らし、第三者に周知するがごとく事故現場に到着していることから、事故現場付近の住民は、当然のごとく事故の有無や事故の種別、事故当事者等の事故の内容について概ね知っているという事実)を考慮して、公文書の公開について判断を行うべきである。

特に、「医師記載事項」の欄については、救急隊員と医師との関係を明確にするためにも公開すべき事項であり、救急車で特定の病院への搬送実績を非公開としたと思慮されることから、当該欄は公開すべきである。

また、「警察・関係者等の連絡」の欄についても、当該欄に記載される警察官は、公務員として当該事故の通報を受けていたものであり、情報公開の際には当然公開の対象者であることから、非公開措置は本件条例第7条に違反している。

すなわち、今回、実施機関が公開決定等理由書に記載しているような「新聞情報等、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が推測されるような情報は削除する」との説明は、本件条例の目的を自ら否定するものであり、実施機関の判断に誤りがある。

公文書は、本件条例第7条で実施機関に原則公開を義務付けており、公開請求者は、本件条例第4条で情報の適正使用が義務付けられている。請求手続きを行う際には、書面で氏名、住所等を明らかにすることが求められ、その用途に問題があった場合には公開請求者の責任等の追及が可能である。

よって、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が推測されるような情報であっても、情報公開対象公文書の範囲内で個人が特定できなければ、公文書に記載された情報は公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

平成15年3月18日付け越消本第267号の公開決定等理由説明書及び同年5月8日に行われた実施機関の意見聴取によれば、実施機関の主張要旨は以下のとおりである。

本件公開請求は、救急活動記録票に関することであるため、越谷市消防署本署を所管課としたものである。

1 本件条例の規定を無視したいい加減な情報公開であるについて

救急活動記録票の部分公開をした16件中の2件について、本来墨塗りすべき通報者の欄の部分に記載された氏名、性別、電話番号を明けて公開してしまったことは、異議申立人の指摘のとおりである。

2 本件条例の規定を拡大解釈した情報公開であるについて

当該公文書の公開の決定については、本件条例第7条に規定する原則公開を前提として検討を進めたが、当該公文書の記載内容及び当該情報の性質は、一部の記載欄（救急隊の活動時刻等）を除き、大部分がプライバシーに関する個人情報の記録となっている。

ところで、プライバシーに関する情報は、いったん公開してしまうと当該個人に回復困難な損害を与えるおそれがあること。また、どの情報がプライバシーを侵害する情報であるのかは、その個人個人によって感じ方が違うことなどを勘案すると、公開等の決定については、より慎重な判断が求められる。

また、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が推測されることがないように十分な配慮も必要である。

加えて、当該公文書に記載されている大部分の傷病者にとっては、事故及び病気等の記憶は決して好ましいものとは思われず、社会通念上、救急車による自己の搬送記録が他人に知られることは望まないことから、個人に関する情報であって、氏名、住所、心身の状況、その他特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報に該当する部分（本件条例第7条第1号の非公開情報）について非公開としたものである。

(1) 事故種別の欄について

事故種別については、単に公の場所での救急事象に限ったことではなく、個人宅での人に知られたくない病気や自損行為、家庭内での加害事故（家庭内暴力）等による救急事象もある。よって、発生日及び救急隊の活動時刻を公開していることから、新聞等の報道があった場合等は、事故種別を公開することにより特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーが侵害され得るとともに、通常他人に知られたくない情報であると認められるため、この部分を非公開とした。

(2) 出場先（目標）の欄、事故発生場所の欄、発生場所区分の欄、道路名の欄について

発生日及び活動時刻を公開していることから、新聞等の報道があった場合等、出場先（目標）の欄、事故発生場所の欄、発生場所区分の欄、道路名の欄を公開することにより、当該情報から直接特定の個人を推測できる場合、あるいは、推測できなくても他の情報と結びつけることで間接的に特定の個人が識別され得るとともに、通常他人に知られたくない情報であると認められるため、この部分を非公開とした。

(3) 事故の概要の欄について

事故の概要の欄は、様々な救急事象の中で、事故等に至った個人の状況等が具体的に記載されている欄であることから、公開することにより、新聞等の報道や他の情報と結びつけることで間接的に特定の個人が識別され得るとともに、通常他人に知られたくない情報であると認められるため、この部分を非公開とした。

(4) 医師記載事項の欄について

医師記載事項の欄は、個人の心身の状況に関する情報（傷病名（初診名）、医療機関名、所在地、医師名）の記録である。したがって、この欄を公開することは、他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人が識別され、個人の精神的・人格的権利利益の外、社会的権利利益を侵害するとともに、通常他人に知られたくない情報であると認められるため、この部分を非公開とした。

(5) 医療機関選定者の欄、医療機関選定理由の欄について

この欄については、異議申立人に公開している。

以上の理由から、墨塗りした部分（事故種別の欄、出場先（目標）の欄、事故発生場所の欄、発生場所区分の欄、道路名の欄、事故の概要の欄、医師記載事項の欄）は、本件条例第7条第1号の規定に該当すると判断し、これらの部分を非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件公開請求は、「平成13年11月5日の午前中（0時～12時）における救急活動記録票のすべて」についてなされたものであり、対象となる公文書は、同日午前中に越谷市消防署が救急車の出動要請を受けて行った救急出場の内容を記録した「救急活動記録票」である。そして、本件公開請求に係る日時に該当する「救急活動記録票」としては、累計8022から同8037までの16件の「救急活動記録票」が存在することが実施機関により特定されており、この点について争いはない（以下、累計欄に記載された番号をもって文書番号に読み替えることとする。）。

「救急活動記録票」は、消防法第35条の5に基づく救急業務を行うに当たって、越谷市救急業務に関する規程第36条第1項により、救急出動したときは、隊長が救急活動記録票に所要事項を記載して、所属長に報告するものとされており、そのための様式として定められているものであって、「第1号様式の1」および「第1号様式の2」の2つの様式がある。

「救急活動記録票」との標題が付された「第1号様式の1」の表面には、署長以下の決裁印欄のほか、発生日、救急隊名、月別、累計、受信者、通報者、事故種別、覚知別、救護区分、不救護区分、活動時刻、所要時間、出場先（目標）、事故発生場所、発生場所区分、道路名、転送経過、参考、事故の概要、出場救急隊員名、記録票作成年月日及び作成者、救急救命処置録番号、救急活動記録票枚数の各記載欄が設けられている。

そして、同様式の裏面には、救急活動の対象となった者についての傷病者、医療機関選定者、医療機関選定理由、意識、呼吸、脈拍、血圧、体温、SpO₂、顔貌、表情、瞳孔、対光反射、皮膚、失禁、嘔吐、麻痺、その他、応急処置、医師記載事項、程度別、急病にかかる疾病分類、医療機関区分、告示別、収容先別、救急蘇生調べ、協力者、警察・関係者等の連絡、医療機関問い合わせ回数、備考の各記載欄が設けられている。

また、「第1号様式の2」は、下段に「転送経過」欄が付されているほか、「第1号様式の1」の裏面と全く同じ記載欄からなる様式であり、複数の傷病者が同一の救急出動の対象となった場合に、「第1号様式の1」に添付され、1件の救急活動記録として作成され、報告される仕組みとなっている。

本件公開請求に係る16件の「救急活動記録票」のうち、15件については「第1号様式の1」だけのそれぞれ1枚の「救急活動記録票」として作成されているが、累計8030のみ、「第1号様式の2」が添付されており、2枚からなる「救急活動記録票」として作成されている。そして、この累計

8030の「救急活動記録票」が、異議申立人自身が一方当事者として救急活動の対象となった事故の「救急活動記録票」であることは、本件異議申立てに至った経過等から明らかである。すなわち、本件公開請求は、自己情報の公開請求をも含む事案である。

2 実施機関の本件部分公開決定とその理由

本件公開請求に対し、実施機関が行った決定は、前記16件の「救急活動記録票」の次の各欄につき公開しないとする部分公開決定であり、その理由としては、以下の各欄に記載された情報が、「特定の個人が識別され得る個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる情報であるため」、本件条例第7条第1号に該当する、と主張している。

公開しないとされた部分は、前記の「第1号様式の1」の表面の各記載欄のうち、通報者、事故種別、出場先（目標）、事故発生場所、発生場所区分、道路名、事故の概要の各欄、並びに、「第1号様式の1」の裏面の各記載欄のうち、傷病者（管内、管外、その他の区分欄を除く。）、意識、呼吸、脈拍、血圧、体温、SpO₂、顔貌、表情、瞳孔、対光反射、皮膚、失禁、嘔吐、麻痺、その他、応急処置、医師記載事項、程度別、急病にかかる疾病分類、医療機関区分、告示別、協力者、警察・関係者等の連絡、備考の各欄である。

また、累計8030に付された「第1号様式の2」についても、「第1号様式の1」の裏面と同じ欄が公開しない部分とされている。

3 判断に当たっての基本的考え方

ところで、本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない」（前文）との考え方に立って、「公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資する」（第1条）ことを目的として制定され、「何人」（第5条）に対しても公開請求権を認めるとともに、情報公開制度の実施機関（第2条第1項）に対しては、第7条各号に掲げられた情報が記録されている場合を除き、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している。

しかし、同時に、本件条例は、「この条例の解釈及び運用に当たっては、……実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」（第3条）と規定するとともに、第7条第1号において、「特定の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」を公開原則から適用除外するこ

とを明記し、個人のプライバシー保護にも最大限の配慮をすることをうたっている。

したがって、本件条例の解釈・運用に際しては、市民の知る権利を最大限尊重すると同時に、個人のプライバシーの保護にも最大限の配慮が図られるよう、両者の適正な均衡が保たれなければならない。

4 情報公開条例による自己情報開示請求について

前述のとおり、本件公開請求は自己に関する情報の公開請求を含む事案であるので、最初に、情報公開条例による自己情報の公開請求の可否について判断することとする。

情報公開条例における個人情報の適用除外の目的が情報の公開から生ずる個人のプライバシーの不当な侵害を防止することにあるのは、明らかである。そのことからすると、請求された情報が請求者自身の個人情報である場合には、プライバシーを侵害するおそれはないから、そのような場合に個人情報であるからとして公開を拒否すべき理由はないことになる。

しかも、多くの自治体では、情報公開制度が先に実現され、個人情報保護制度の実現が遅れたというのが実態である。このような場合に、自己情報の開示請求を認める旨の規定を欠く情報公開条例の下で、自己情報の開示請求が認められるか否かをめぐって、下級審における判例・学説とも、大別して、それを容認する見解（積極説）とそれを否定する見解（否定説）に分かれてきた。

そして、かかる問題について、最高裁が兵庫県診療報酬明細書事件（最3小判平13年12月18日、民集55巻7号1603頁）で自己情報の開示請求を条件つきで支持する判決を下したことは、周知のところである。最高裁は、情報公開制度と個人情報保護制度は異なる目的を有する別の制度であるが、むしろ相互補完的な関係にあり、とりわけ「個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできない」と述べた。

改正前の「兵庫県公文書の公開等に関する条例」（昭和61年3月11日条例第3号。平成12年3月28日条例第6号による改正前のもの。）は、適用除外にかかる個人情報について、本件条例と同じく、いわゆる「プライバシー保護型」の規定をとり、「特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」（第8条第1号）と定めていたから、本件条例についても同様の解釈をなし得るとみられるかもしれない。

しかしながら、上記最高裁判決は、あくまでも「個人情報保護制度が採用されていない状況の下において」との条件付きでなされた判断であって、本件公開請求の時点ですでに「越谷市個人情報保護条例」(平成12年9月29日条例第40号)が制定、施行されており、自己に関する個人情報については、同条例により開示請求権が保障されるに至っていた状況の下での本件公開請求には、その趣旨は妥当しないと解したとしても、不合理な解釈であるとはいえないであろう。

もっとも、そのことは、当然のことながら、本件条例に基づき自己の個人情報が記録された公文書の公開を求めることができないうことまで意味するものではない。本件条例は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(第2条第2項)について、何人にも公開請求権を保障しているからである。ただし、情報公開制度は、本来、誰がいかなる理由により公開請求をしているのかを問わず、請求されている情報の内容自体に即して公開または非公開の判断がなされることを前提としており、請求者が誰であるかによって公開・非公開の判断に違いが生ずることを認める制度ではない。

したがって、本件条例により自己に関する個人情報が記録された公文書が請求された場合にも、当該個人情報が「通常他人に知られたいと認められるもの」であるか否かによって、公開・非公開の判断がなされるべきこととなる。

そして、「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、「いわゆるプライバシーを侵害するような情報であり、社会通念上他人に知られることを望まないもの」をいい、「通常」とは、「一般人の感受性を基準として本人の立場に立ったならば」という意味に解される(越谷市『情報公開制度の手引[改訂版]』15頁参照)。

5 本件における判断及びその理由について

(1) 本件条例第7条第1号の意義とその解釈について

本件条例は、第7条で「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」(第1号)を「非公開情報」と規定し、公開義務を免除している。その趣旨が、市民の知る権利を最大限尊重しつつ、同時に個人のプライバシーの保護にも最大限の配慮を図り、両者の適正な均衡を保つ点にあるのは、先に指摘したとおりである。本件条例の解釈及び運用に際しては、何よりも実施機関に、その適正な均衡への配慮が求められるのは、いうまでもない。

実施機関は、本件部分公開決定において、本件条例第7条第1号該当性を主張しているので、以下、この点について検討することとする。

(2) 本件公文書の本件条例第7条第1号該当性について

() まず、本件公文書の「救急活動記録票」の「第1号様式の1」の表面のうち、通報者、事故種別、出場先(目標)、事故発生場所、発生場所区分、道路名及び事故の概要の各欄の記載事項について検討する。

ア 「通報者」欄には、通報した者の氏名、性別及び電話番号が記載されているが、これらの情報は、通報者の個人情報であり、その氏名、性別及び電話番号を公開すれば、特定の通報者が識別されることは明らかである。通報者が傷病者の親族などの場合には、その通報者が識別されることによって、傷病者自身が識別されることにもなる。傷病者の親族などにとっては、身内の者が救急車で搬送されたという事実は決して好ましい出来事ではないことから、その事実を第三者にまで知られることは望まないであろう。また、第三者が通報者となった場合にも、傷病者を気遣って通報するのであって、それ以上の関わりをもつことは通常は望まないものと考えられる。このように、通報者の氏名、性別及び電話番号を公開することは、通常、通報者自身が望まないことと考えられるので、「通報者」欄に記載された情報は、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものに該当すると判断される。

イ 「事故種別」欄には、火災、自然災害、水難、加害事故、自損行為などからその他まで、救急車による搬送の原因となった理由を示す14項目が表記されており、そのいずれかに該当の印をつけることによって、救急車による搬送の理由を表示するようになっている。それらの項目のなかには、医師搬送や資機材輸送というような事故の種別や原因とは直接関わりないと思われる項目もあり、そのような項目については個人に関する情報とは認めにくいものもある。しかし、事故種別として救急車による搬送の原因となる理由があらかじめ表記されているので、通常他人に知られたいものに該当しないと認められる事故種別を公開していくと、非公開とされた場合には、結果的に通常他人に知られたいと認められる事故種別であることが推測されることになり、救急車の出動の事実などを知っている近隣住民などが、その事実と事故種別とを結びつけることで、被搬送者のプライバシーを知ってしまうような事態も想定される。そのような場合には、特定の個人のプライバシーを侵害することとなるため、事故種別欄の記載

については、非公開とすることが相当であると判断する。

ウ 「出場先（目標）」及び「事故発生場所」欄には、救急車が出動した具体的な場所（町名と地番及び建物の名称）若しくは傷病者の住所が記載されており、また、これが公開されることにより、特定の傷病者が救急車で搬送された事実が明らかになり、特定の個人が識別されることとなる可能性が高い。救急車で搬送されたという事実は、本人にとって不幸な出来事であり、当該傷病者の私生活に関する情報であって、通常他人に知られたくないものと認められることから、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると判断される。

エ 「発生場所区分」欄には、住宅、公衆出入場所、仕事場、道路、その他の区別を示す5項目の表記があり、そのいずれかに該当の印をつけることによって、事故発生場所の区分を表示するようになっている。

また、「道路名」欄にも、国道、県道、市道、その他の4項目の表記があり、そのいずれかに該当の印をつけることによって、救急出動した道路の区分を表示するようになっている。

これらは、事故発生場所の一般的区分または国道か県道かというような場所の区分を示しているだけであり、この欄には特定の個人が識別され得るような事項の記載はない。それゆえ、これらが公開されることにより、特定の個人が識別され得るものとは認められない。また、仮に、発生場所区分及び道路名が特定の個人と結びつけられることがあるとしても、当該個人にとって、その発生場所区分や道路名の記載は、通常他人に知られたくないと認められる情報には当たらない。したがって、「発生場所区分」及び「道路名」欄に記載された情報は、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものには該当しないものと判断される。

オ 「事故の概要」欄には、特定の個人が事故等に至った経緯、若しくは加害事故等の場合の状況や原因が具体的に記載されている。したがって、これらの情報については、特定の個人の心身の状況及び私生活に関する情報であって、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると考えられるので、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると判断される。

以上のとおり、本件公文書の「救急活動記録票」の「第1号様式の1」の表面の実施機関が非公開とした記載事項のうち、「発生場所区分」欄及び「道路名」欄の各記載事項については、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものには該当しないと考えられるので、実施機関の非公開決定は取り消されるのが妥当であると判断する。

実施機関が非公開としたその余の各記載事項については、いずれも本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると考えられるので、実施機関の非公開決定は妥当であると判断する。

() 次に、本件公文書の「救急活動記録票」の「第1号様式の1」の裏面のうち、傷病者（管内、管外、その他の区分欄を除く。）意識、呼吸、脈拍、血圧、体温、SpO₂、顔貌、表情、瞳孔、対光反射、皮膚、失禁、嘔吐、麻痺、その他、応急処置、医師記載事項、程度別、急病にかかる疾病分類、医療機関区分、告示別、協力者、警察・関係者等の連絡、備考の各欄の記載事項について検討する。

ア 「傷病者」（管内、管外、その他の区分欄を除く。）欄には、傷病者の住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢、性別及び傷病者の年齢階層の区分（新生児、乳幼児、少年、成人、老人の区分）が表記されているが、ここに記載された情報は、個人の基本的事項に関する情報であり、これらは特定の個人を識別する情報そのものである。これらの情報を公開すれば、特定の個人が傷病し、救急車により搬送された事実が明らかとなる。しかも、そのような事実は、通常他人に知られたくないと認められるものであると解するのが相当であると考えられるから、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると判断される。

イ 「意識」、「呼吸」、「脈拍」、「血圧」、「体温」、「SpO₂」、「顔貌」、「表情」、「瞳孔」、「対光反射」、「皮膚」、「失禁」、「嘔吐」、「麻痺」及び「その他」の各欄の記載事項は、出動した救急隊が傷病者の容態について記録したもので、傷病者の傷病の状態若しくはその程度を具体的に示す情報であり、個人のプライバシーに属する最も基本的な情報である。したがって、これらの情報は、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、

- 通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると判断される。
- ウ 「応急処置」欄は、救急隊等がとった応急処置を欄外の応急処置コード表の番号によって記載するものであり、直接、傷病者の容態、傷病の状態若しくはその程度を具体的に示す情報ではない。しかしながら、救急隊がとった応急処置は、傷病者の容態、傷病の状態若しくはその程度を間接的に推知させる情報であり、ここに記載されたコード番号が公開されれば、傷病者の容態、傷病の状態若しくはその程度が明らかになる。したがって、この情報も、当該傷病者のプライバシーに属する最も基本的な情報として、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると判断される。
- エ 「医師記載事項」欄のうち傷病名及び「程度別」欄の記載事項も、傷病者個人の傷病名、容態、傷病の状態若しくはその程度を具体的に示す情報であり、前記イ及びウと同様の理由により、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると判断される。
- また、同欄に記載された医師名、医師の電話番号についても、特定の個人の職業、勤務先が明らかになることから、個人情報として職業、経歴等に分類される情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかである。これらの情報は、通常は、本人の了解なしに他人に公開されることのない情報でもあることから、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると考えられる。したがって、ここに記載されている医師名、医師の電話番号についても、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると判断する。
- ただし、同欄に記載されている医療機関名と所在地が明らかになっても、それによって特定の個人が識別できるわけではないから、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものには当たらないと考えるのが相当である。したがって、この部分について非公開とした実施機関の決定は、取り消されるのが妥当であると判断する。
- オ 「急病にかかる疾病分類」欄には、急病にかかる疾病の10項目の分類が表記されていて、そのいずれかに該当の印をつけることによ

て、急病にかかる疾病を表示するようになっている。この欄の記載についても、傷病者の疾病部位を示す情報であり、前記イ、ウ及びエと同様の理由により、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると判断される。

カ 「医療機関区分」欄には、国立、公立、公的、私的病院、私的診療所、接骨院、その他の7項目の分類が表記されていて、そのいずれかに該当の印をつけることによって、傷病者の搬送先医療機関の区分を表示するようになっている。また、「告示別」欄には、告示、非告示の別が表記されており、これもいずれかに該当の印をつけることによって、傷病者の搬送先医療機関の告示、非告示の別を表示するようになっている。しかし、医療機関の区分、告示別が明らかとなっても、それによって特定の個人が識別できるわけではないから、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものには当たらないと考えるのが相当である。したがって、この部分について非公開とした実施機関の決定は、取り消されるのが妥当であると判断する。

キ 「協力者」欄には、本件対象公文書16件のうち累計8025及び8027の2件についてのみ記載があるが、その記載は抽象的な記載にとどまっており、その記載から特定の個人を識別することは困難であると判断される。それゆえ、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものには当たらないと考えるのが相当である。したがって、この部分について非公開とした実施機関の決定は、取り消されるのが妥当であると判断する。

ク 「警察・関係者等の連絡」欄には、救急隊が通報をし、又は通報を受けた際に、その相手方の警察官と思われる者の氏が記載されているもの（もっとも、漢字が当てられずに平仮名で表記されているものもあり、その正確性は確認できない）及び親族等が救急車に同乗した事実が記載されているものがある。親族等への連絡先が記載されている場合、それは親族等の個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると考えられるが、本件対象公文書のうち「第1号様式の1」の裏面においては、いずれも息子、家族、先生と記載されているにとどまり、特定の個人が識別できるものとは認められないと解するのが相当である。したがって、これらの記載については、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものには当たらず

ないと考えられるから、この部分について非公開とした実施機関の決定は、取り消されるのが妥当であると判断する。

また、救急隊が通報をし、又は通報を受けた際に、その相手方の警察官と思われる者の氏が記載されているものについても、それが実在する警察官の氏を示すものであるとしても、以下の理由から、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものには当たらないと考えられるから、この部分について非公開とした実施機関の決定は、取り消されるのが妥当であると判断する。

すなわち、本件条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」を非公開とすることができる旨を規定しているが、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名の扱いについては、条文上明記していない。

しかしながら、食糧費支出文書に記録された公務員の職、氏名の公開の可否が問題となった仙台地裁平成8年7月29日判決が、公務員の「職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職や氏名は、当該公務を遂行した者を特定し、場合によっては責任の所在を明示するために表示されるにすぎないものであって、それ以上に右公務員の個人としての行動ないし生活に関わる意味合いを含むものではない。したがって、その限りにおいてはプライバシーが問題になる余地はない」とし、「このような情報は、原則として『個人に関する情報』にはあたらないものと解すべきである。」（判例時報1575号31頁）として以来、各地で運用の見直しが図られ、その判旨に合致させる方向で条例改正等も行われてきた。

越谷市においても、このような動向を見据え、『情報公開制度の手引[改訂版]』において、「公務員の職務執行に際して記録された職名及び氏名は、他の自治体の運用状況や判例等によりプライバシーに該当しないとの考え方が一般的になってきていることから、公務員個人の権利利益を害することがない限り公開していくものとする。」（16頁）としている。

本件対象公文書の「警察・関係者等の連絡」欄に記録された警察官の氏は、救急隊の職務遂行に際して記録されたものであることは明らかであり、これを公開することにより警察官が識別されたとしても、当該警察官の個人としての行動ないし生活に関わる意味合いをもつも

のではないと考えられ、また、それが当該警察官にとっても公務遂行に際して記録されたものであり、したがって、通常他人に知られたいと認められる情報にも当たらないと解するのが相当である。加えて、救急活動記録票に記録された受信者欄、出場救急隊員名欄や記録票作成年月日及び作成者欄のうちの氏名、署長以下の決裁印欄の各欄の氏名が全部公開されていることとの均衡を考えれば、警察官の氏を別異に扱うべき理由も見当たらない。してみれば、「警察・関係者等の連絡」欄に記録された警察官の氏も、本件条例第7条第1号の下で、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものには当たらないと考えられるから、この部分について非公開とした実施機関の決定は、取り消されるのが妥当であると判断する。

コ 「備考」欄には、本件対象公文書である救急活動記録票のうち交通事故に際して出動したと思料されるものについて、事故に関わる特定の自動車や自動二輪車の車種、車両ナンバー、あるいは当該事故の当事者である運転者の住所、氏名、生年月日が記載されているものがある。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であり、通常他人に知られたいと認められるものに該当すると考えられるから、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものに該当すると判断する。

ただし、累計8023、8026、8032の3件の救急出動記録票の「備考」欄には、医療機関への受け入れの打診結果と思われる記載がなされている。これらの記載事項は、医療機関に関する情報ではあるが、本件条例第7条第1号の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものには該当しないと解するのが相当である。したがって、累計8023、8026、8032の3件の救急出動記録票の「備考」欄に記載された医療機関に関する記載事項については、この部分について非公開とした実施機関の決定は、取り消されるのが妥当であると判断する。

以上のとおり、本件公文書の「救急活動記録票」の「第1号様式の1」の裏面の実施機関が非公開とした記載事項のうち、「医師記載事項」欄のうちの所在地、医療機関名、「医療機関区分」欄、「告示別」欄、「協力者」欄、「警察・関係者等の連絡」欄、「備考」欄のうちの医療機関に関する記載事項については、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に

知られたくないと認められるものには該当しないと考えられるので、実施機関の非公開決定は取り消されるのが妥当であると判断する。

実施機関が非公開としたその余の各記載事項については、いずれも本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると考えられるので、実施機関の非公開決定は妥当であると判断する。

- () さらに、本件公文書の「救急活動記録票」の累計8030に付された「第1号様式の2」の各欄の記載事項について検討する。この様式の記載事項についても、上記の「第1号様式の1」の裏面の記載事項について検討したところと同じ理由により、「医師記載事項」欄のうちの所在地、医療機関名、「医療機関区分」欄、「告示別」欄については、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものには該当しないものと考えられるので、実施機関の非公開決定は取り消されるのが妥当であると判断する。また、「警察・関係者等の連絡」欄の記載事項のうち、警察官の氏については、同じ理由により、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものには該当しないと考えられるので、実施機関の非公開決定は取り消されるのが妥当であると判断する。ただし、同欄に記載された、傷病者本人の氏が記録された記載事項については、本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると考えられるので、実施機関の非公開決定は妥当であると判断する。

6 本件条例第8条第1項の部分公開義務について

本件条例第8条第1項本文は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」と規定している。その趣旨は、公開を原則とする情報公開制度の原則をふまえ、部分公開を実施機関に義務付けたものと解せられる。そして、部分公開義務を実施機関に免除する要件の1つは、「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くこと」ができないときであるが、前記「5 本件における判断及びその理由について」で検討したように、本件対象公文書に関しては、非公開情報が記録されている部分を、他の部分から容易に区分して除くことができるので

あるから、「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」と判断する。よって、上記5において、いずれも本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものには該当しないので、実施機関の非公開決定は取り消されるのが妥当であると判断した記載部分については、部分公開をするのが妥当であると判断する。

7 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成15年	3月11日	越谷市長から諮問を受けた。
	3月12日	処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。
	3月18日	処分庁から理由説明書が提出された。
	3月24日	異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。
	4月7日	異議申立人から理由説明書に対する意見書が提出された。
	4月9日	処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付した。
	4月15日	審査。
	4月22日	異議申立人の口頭意見陳述を聴取した。 審査。
	5月8日	処分庁の意見を聴取した。 審査。
	5月29日	審査。
	6月12日	審査。
	7月1日	審査。
	7月7日	審査。
	7月10日	審査。

平成15年7月10日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	右 崎 正 博
委 員	茅 沼 英 幸
委 員	近 藤 勲

答申第5号

越情審査 第22号

平成15年7月10日

越谷市長 板川文夫様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 右崎正博

個人情報の開示請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成15年3月11日付け越消本第257号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「越谷市長が平成15年1月22日付け越消本第221号で異議申立人に対してした個人情報部分開示決定の取り消しを求める旨の異議申立て」について

答 申

第 1 審査会の結論

異議申立人による「請求者の情報が記録されている平成13年11月5日の救急活動記録票」についてなされた個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号、以下「本件条例」という。）第15条第1号に規定する「開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして、越谷市長が平成15年1月22日付けで行った個人情報部分開示決定は、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書である「救急活動記録票」「第1号様式の1」の裏面の「警察・関係者等の連絡」欄の記載については、開示することが妥当と判断するが、それ以外で開示しないとした実施機関の決定は妥当であると判断する。また、同「救急活動記録票」の「第1号様式の2」については、本件開示請求の対象外と判断するが、実施機関が不開示とした結論については妥当であると判断する。

第 2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件条例第14条の定めるところにより、平成15年1月8日に個人情報開示請求書によって自己の個人情報について本件開示請求を行ったが、越谷市長が同年1月22日付け越消本第221号の個人情報部分開示決定通知書により、第三者の個人情報の一部を除いて開示とする部分開示決定を行ったため、その取消しを求めて、本件異議申立てに至ったものである。

第 3 異議申立人の主張要旨

平成15年2月4日付けの異議申立書、同年4月7日付けの意見書及び同年4月22日に行われた異議申立人による口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

越谷市長に対し、平成15年1月8日付けで本件条例の規定に基づき「平成13年11月5日の私の救急活動記録票（以下「記録票」という。）」を開示請求したところ、私の個人情報が記録された記録票が開示されたが、「通報者」や「警察・関係者等の連絡」の欄が消された部分開示であった。

また、この開示された記録票には、私とともに同一の救急車で搬送された氏（以下「A氏」という。）の記録票とおぼしき記録票が添付されていたが、その記録票については、ほとんどの情報が消されたものであった。

この措置は、本件条例第1条、第15条等に違反していると判断するもので

ある。その違反を主張する理由については以下のとおりであり、本件開示請求に対する部分開示決定を取り消し、「通報者」、「警察・関係者等の連絡」の欄、また、A氏とおぼしき者の情報が記載された「傷病者」、「医師記載事項」及び「医療機関区分」の欄について、情報を開示すべきである。

1 従来の情報提供と本件条例運用の齟齬

従来から、越谷市消防署の窓口では、家族等の個人情報に記載された記録票が開示されており、本件条例が制定される以前は、本人や家族が要望すればその写しが交付されていた。

この事実を裏付けるように、平成15年1月8日、私が直接、越谷市消防署本署を訪ね、本件で開示請求した記録票の交付を要望したところ、私の怪我の状況を示す記録票の写しと通報者の氏名、電話番号が情報提供された。

しかし、今回、私が本件条例の規定に基づき記録票を開示請求したところ、「通報者」及び「警察・関係者等の連絡」の欄が消されていた。

1月8日に提供を受けた記録票の写しでは、「警察・関係者等の連絡」の欄は開示されていたのだが、なぜ本件条例の規定に基づいて開示請求をすると開示範囲が狭まるのか。察するに、消防当局がはじめての開示請求に身構え、従来から消防当局で行われてきた情報提供の運用を反故にして、情報提供を阻もうとする新たな運用を始めようとするものであり、本件条例の制定が、本件条例の目的に反し、個人情報開示を阻む凶器となった事例であり、市民として、到底納得が得られる措置ではない。

このことは、実施機関による本件条例の規定を無視したいい加減な情報開示が行われたことの証明でもある。

2 「通報者」の欄について

私も以前、第三者の事故を通報したことがあり、警察等の関係者から求められれば、状況を説明する意向で通報した。通常、第三者の事故を通報する際、当該事故と関係をもたたくない者は、消防当局等へ通報しないものであるが、何らかの理由で通報時に通報者が氏名等を名乗らなくても通報を受け付けている事実があることから、氏名を名乗って通報した者は、当該事故等と関わりを持つことは、あらかじめ予測済みで通報していると考えべきであり、本件部分開示決定通知書に記載された「第三者の個人情報の保護の観点から不開示」という理由は、消防当局が本件条例に基づく個人情報開示に際して考えた机上の空論にほかならない。

その証拠として、上述したとおり、これまで消防当局は、通報者の氏名、連絡先を情報提供していた事実があり、その結果、これまでどのような苦情等が市民からあったのか、また今後予想される具体的な問題点を掲げず、一方的に今後は通報者の欄を削除するということでは、明らかに消防当局の説

明不足であり、このような措置は、行政の一貫性からも許されるものではない。

通報者は、私を助けるために通報した命の恩人であり、通報者も私に情報開示することを拒む理由は何らないものと思慮されることから、よって、これまでどおり、消防当局は、通報者の意図にかかわらず、通報者の欄に記載された氏名、連絡先を開示すべきである。

3 「警察・関係者等の連絡」の欄について

消防当局の開示理由等説明書に関係者として記載されている知人、友人あるいは現場に居合わせた個人は、第三者ではなく、当該事故関係者であり開示すべき事項である。

また、警察官は公務として連絡を受けており、私人ではないことから本件条例上開示されるべきである。さらに、警察官の氏名を不開示とした実施機関の判断を基準とすれば、消防署の受信者の氏名も不開示とすべきであるのに、開示されているなど、一貫性のない判断基準に基づいて部分開示決定が行われている。

4 私の個人情報が記載された記録票に添付されたA氏の記録票とおぼしき記録票の「傷病者」、「医師記載事項」、「医療機関区分」の欄について

消防当局の開示理由等説明書には、交通事故の関係者の一方に対し、相手方（第三者）の個人情報を開示することは第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとしているが、それは、救急活動の実態を無視した消防当局による矛盾した説明である。

つまり、事故当事者である私とA氏は、同一の救急車で搬送され、相互の面前で救命処置や検査等が行われ、かつ、搬送先の病院も同一であったという事実から、交通事故に係る「救急活動記録票」に記載される個人情報の範囲は、事故当事者相互において一つと見なし、相互に情報開示すべきである。

私は、現在の救急車の運用を変えろと主張しているのではなく、救急車の運用実態と適合した情報開示を求めているものであり、したがって、救急車の運用実態と情報開示の考え方を分けて主張する消防当局の理由説明には矛盾がある。

第4 実施機関の主張要旨

平成15年3月18日付け越消本第268号の開示決定等理由説明書及び同年5月8日に行われた実施機関からの意見聴取によれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

1 本件条例の規定を無視したいい加減な情報開示であるについて

異議申立人からは、本件開示請求日の平成15年1月8日に本件救急活動

記録票の記載につき情報の提供をしてほしい旨の相談を受けた経緯があり、この時点では、当該公文書に第三者情報が記録されていることから、本件条例の規定に基づいた開示請求という方法により請求をしていただくということで異議申立人の了解を得た。

なお、1月8日に本件救急活動記録票の写しを提供した顛末については、当日、救急車で搬送した傷病者であることの本人確認を再度行い、その事実が確認できたことから、本人の利益になると考え、本件救急活動記録票3枚のうち本人欄の写し1枚を提供したものである。

その際に、担当者が通報者の情報（氏名、電話番号）を口頭で伝えたことや、本来墨塗りすべき警察・関係者等の連絡の欄を明けて写しを提供するなど、一貫性に欠ける対応をした事実があり、今後は、情報提供と個人情報の保護をよく勘案した上で慎重に対応していく。

2 本件条例第15条第1号の規定を拡大解釈した違反があるについて

(1) 通報者の欄について

通報者の欄を開示することは、異議申立人の意見のように解釈したとすれば、通報者が感謝を受ける場合もあるかと思うが、プライバシーに関する情報は個人によって感じ方が異なり、個人差があるものと考えられる。また、昨今の社会状況を勘案すると、関わり合いとなることを避けるというか、無関心社会というか、そのような風潮があると思われる。

このように通報者の心情をおもんばかると、正に善意の気持ちから通報されたのであり、それ以上のことは推し測ることが困難である。

したがって、通報者の欄については、当該第三者の個人情報の保護の観点から不開示としたものである。

なお、今後、傷害者等から感謝の気持ちからお礼をしたい等の理由により、通報者情報の求めがあった場合には、通報者の同意を得た上で提供することとする。

(2) 警察・関係者等の連絡の欄について

本欄は、警察官の氏名のみならず関係者等の氏名が記録されており、救急事象によっては家族の氏名、知人・友人、あるいは現場に居合わせた個人の氏名等が記録される欄であり、第三者に関する個人情報として不開示としたものである。

(3) 異議申立人以外の「傷病者」、「医師記載事項」、「医療機関区分」の各欄について

本件開示請求に係る公文書は、交通事故に伴う「救急活動記録票」であり、異議申立人は、本件「救急活動記録票」に記録された自己の個人情報の開示を求めているだけでなく、事故の相手方の個人情報の開示をも求め

ているが、これは第三者に関する情報である。交通事故の関係者の一方に対し相手方（第三者）の個人情報を開示することは、第三者の権利利益を害するおそれがある。

医師記載事項については、正に個人の心身の状況に関する取扱いにきわめて慎重を期さなければならない情報である。医療機関区分を開示することは、一定の数しかない医療機関が特定されるおそれがあり、他の情報と結びつけることにより特定の個人が推測できる可能性があることから不開示としたものである。

なお、異議申立人が事故の相手方について知り得た情報は、同じ救急車で搬送されたという事実であって、その事実関係のみをもって、相手方（第三者）の個人に関する情報を開示する理由にはなりえない。

以上の理由から、墨塗りした部分（通報者の欄、警察・関係者等の連絡の欄、異議申立人以外（第三者である事故の相手方）の個人情報記録された欄（傷病者の欄、医師記載事項の欄、医療機関区分の欄を含む）は、条例第15条第1号の規定に該当すると判断し、これらの部分を除いて部分開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る公文書について

本件の個人情報開示請求は、「請求者の情報が記録されている平成13年11月5日の救急活動記録票」についてなされたものであり、請求者の個人情報が記録された公文書としては、同日に越谷市消防署が救急車の出動要請を受けて行った救急出場の内容を記録した「救急活動記録票」のうち、累計8030という番号の付された「救急活動記録票」が本件請求に係る公文書として実施機関により特定されており、この点について争いはない。

「救急活動記録票」は、消防法第35条の5に基づく救急業務を行うに当たって、越谷市救急業務に関する規程第36条第1項により、救急出動したときは、隊長が救急活動記録票に所要事項を記載して、所属長に報告するものとされており、そのための様式として定められているものであって、「第1号様式の1」及び「第1号様式の2」の2つの様式がある。

「救急活動記録票」との標題が付された「第1号様式の1」の表面には、署長以下の決裁印欄のほか、発生日、救急隊名、月別、累計、受信者、通報者、事故種別、覚知別、救護区分、不救護区分、活動時刻、所要時間、出場先（目標）、事故発生場所、発生場所区分、道路名、転送経過、参考、事故の概要、出場救急隊員名、記録票作成年月日及び作成者、救急救命処置録番号、救急活動記録票枚数の各記載欄が設けられている。

そして、同様式の裏面には、救急活動の対象となった者についての傷病者、医療機関選定者、医療機関選定理由、意識、呼吸、脈拍、血圧、体温、SpO₂、顔貌、表情、瞳孔、対光反射、皮膚、失禁、嘔吐、麻痺、その他、応急処置、医師記載事項、程度別、急病にかかる疾病分類、医療機関区分、告示別、収容先別、救急蘇生調べ、協力者、警察・関係者等の連絡、医療機関問い合わせ回数、備考の各記載欄が設けられている。

また、「第1号様式の2」は、下段に「転送経過」欄が付されているほかは、「第1号様式の1」の裏面と全く同じ記載欄からなる様式であり、複数の傷病者が同一の救急出動の対象となった場合に、「第1号様式の1」に付され、1件の救急活動記録として作成され、報告される仕組みとなっている。

そして、本件開示請求に係る「救急活動記録票」は、「第1号様式の1」と「第1号様式の2」の2枚からなり、それが、異議申立人自身を一方当事者とする救急活動の対象となった事故の「救急活動記録票」であって、当該事故の相手方とともに同一の救急出動の対象となったものであることは、本件異議申立てに至った経過等から明らかである。

2 実施機関の本件部分開示決定とその理由

本件開示請求に対し、実施機関が行った決定は、本件「救急活動記録票」の次の各欄につき開示しないとする部分開示決定であり、その理由としては、いずれも「開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利を害するおそれがあるため」として、本件条例第15条第1号に該当すると主張している。

開示しないとされた部分は、前記の「第1号様式の1」の表面の各記載欄のうち通報者の欄及び「第1号様式の1」の裏面の各記載欄のうち警察・関係者等の連絡の欄、並びに、「第1号様式の2」の各記載欄のうち、傷病者（管内、管外、その他の区分欄を除く。）、意識、呼吸、脈拍、血圧、SpO₂、表情、失禁、嘔吐、麻痺、その他、応急処置、医師記載事項、程度別、医療機関区分、告示別、警察・関係者等の連絡の各欄である。

3 判断に当たっての基本的考え方

本件条例は、「市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的として制定され、「何人」に対しても「実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報」の開示請求権を認める（第13条）とともに、個人情報保護制度の実施機関（第2条第1号）に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に係る個人情報を開示しなけれ

ばならない義務を課している（第15条）。これらの規定は、「自己情報コントロール権としてのプライバシーの権利の保障」（越谷市『個人情報保護制度の手引』34頁）の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。

しかしながら、実施機関は、同時に、開示請求者以外の者（第三者）のプライバシーその他の権利利益を保護する責務を負っているので、開示することにより、第三者の正当な権利利益を害するおそれがある場合には、不開示とすることを定めたものである（第15条第1号）。

したがって、本件条例の解釈・運用に際しては、請求者の自己情報開示請求権を最大限尊重すると同時に、第三者のプライバシーその他正当な権利利益を害することがないように、十分に配慮されなければならない。

4 本件条例における開示請求の対象について

ところで、本件条例第13条第1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる」と規定している。その文言からも分かるように、本条に基づいて権利として保障される開示請求の対象となるのは、「公文書に記録されている自己に関する個人情報」であって、「公文書」そのものではない。この点は、「公文書」の公開を請求する権利を保障している情報公開条例（例えば、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第1条、第5条、第6条等を参照）の場合とは明らかに異なっている。

また、本件条例第13条第1項の文言からすれば、開示請求者以外の者（第三者）の個人情報が開示請求の対象とならないことも、明らかである。すなわち、本件条例により「開示請求することができる個人情報は、公文書に記録されている自己に関する個人情報のみ」であり、本件条例は、「自己に関する個人情報以外の個人情報」について開示請求をすることまで認めているわけではない（越谷市『個人情報保護制度の手引』35頁）。もっとも、本件条例には明記されておらず、越谷市の『個人情報保護制度の手引』にも明示的に言及されてはいないが、「第三者の個人情報が自己の個人情報と密接不可分な場合などは、一括して開示請求の対象となる」（埼玉県『埼玉県個人情報保護条例 解釈と運用』18頁）と考えるべきであろう。

5 本件における判断及びその理由について

(1) 本件条例第15条第1号の意義とその解釈について

本件条例は、第15条で「開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権

利利益を害するおそれがあるもの」(第1号)を「不開示情報」と規定し、開示しないことを定めている。その趣旨が、開示請求者の自己情報開示請求権を最大限尊重すると同時に、開示請求者以外の者(第三者)のプライバシーその他正当な権利利益を侵害することがないように、十分に配慮しなければならないという点にあること、したがって、本件条例の解釈及び運用にあたっては、その両者の適正な均衡への配慮が必要なことは、先に指摘したとおりである。

そして、実施機関は、本件部分開示決定において、本件条例第15条第1号該当性を主張しているので、以下、その点について検討することとする。

(2) 本件情報の本件条例第15条第1号該当性について

() 「第1号様式の1」の不開示部分について

ア 「第1号様式の1」の表面の「通報者」欄には、通報した者の氏名、性別及び電話番号が記載されているが、これらの情報は、通報者の個人情報であり、その氏名、性別及び電話番号を開示すれば、特定の通報者が識別されることは明らかである。私人が救急車の出動を要請するときは、通常、緊急の事態が発生したとき以外にはなく、傷病者を気遣って通報するのであって、それ以上の関わりをもつことは通常は望まないものと考えられる。それゆえ、「通報者」欄に記載された通報者の氏名、性別及び電話番号を開示することは、本件条例第15条第1号にいう「開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断される。したがって、「通報者」欄に記録された個人情報を不開示とした実施機関の決定は、妥当であると判断される。

もっとも、本件のような交通事故の通報の場合、通報によって命を救われたり、大事に至らずに済んだというようなケースも想定され、そのようなケースにおいては、通報してくれた人に対する感謝やお礼の気持ちから、当事者が通報者の氏名や連絡先等を知りたいと望む場合もあろう。そのような場合は、通報者の同意さえ得られるならば、通報者の氏名等を開示しても通報者の正当な権利利益を害することはないであろう。しかし、越谷市の『個人情報保護制度の手引』は、本件条例第15条第1号の運用にあたっては、「第21条(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)の規定により、当該第三者の意見を聴くなど、この個人情報を開示した場合に生ずる影響について慎重に検討し、客観的に判断しなければならない」(47頁)としているか

ら、通報者の氏名等を開示する場合には、少なくとも通報者の同意が必要と思われる。

ところが、本件開示請求に先立って、通報者本人の同意を得ないまま、越谷市消防署の担当者から異議申立人に対して口頭により通報者に関する個人情報が提供されていた事実が明らかになっている。このような形での情報提供は、場合によっては通報者の正当な権利利益を害することとなるおそれもあることから、今後の運用に際しては、本件条例第21条第1項による第三者に対する意見聴取手続の趣旨を踏まえて書面により第三者の意見を聴くなどして、慎重な判断がなされるよう、実施機関に要望しておきたい。

イ 「第1号様式の1」の裏面の「警察・関係者等の連絡」欄には、119番通報を受けた救急隊が連絡を取った相手方の警察官の氏が平仮名で記載されているが、以下の理由から、本件条例第15条第1号には該当しないと考えられるから、この部分の記載について不開示とした実施機関の決定は、取り消されるのが妥当であると判断する。

すなわち、本件条例第15条第1号は、「開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすることを規定しているが、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名の扱いについては、条文上明記していない。

しかしながら、越谷市の『個人情報保護制度の手引』においては、本件条例第15条第1号にいう「正当な権利利益を害するおそれがあるもの」とは、「当該個人情報を開示することにより、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」をいい、かつ「正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかの判断は、個人情報の内容や開示請求者と第三者との関係を考慮して判断する」(43頁)とされているのである。

情報公開条例の運用においては、「公務員の職務執行に際して記録された職名及び氏名は、他の自治体の運用状況や判例等によりプライバシーに該当しないと考える方が一般的になってきていることから、公務員個人の権利利益を害することがない限り公開していくものとする。」(越谷市『情報公開制度の手引[改訂版]』16頁)とされている。

職務の遂行に際して記録された公務員の職名及び氏名に関する情報のかかる扱いは、宮城県情報公開条例の下で食糧費支出文書に記録された公務員の職、氏名の公開の可否が問題となった事件で、仙台地裁

平成8年7月29日判決が、公務員の「職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職や氏名は、当該公務を遂行した者を特定し、場合によっては責任の所在を明示するために表示されるにすぎないものであって、それ以上に右公務員の個人としての行動ないし生活に関わる意味合いを含むものではない。したがって、その限りにおいてはプライバシーが問題になる余地はない」とし、「このような情報は、原則として『個人に関する情報』にはあたらないものと解すべきである。」(判例時報1575号31頁)として以来、各地の自治体で一般的なものとなってきた考え方と一致するものである。

以上のことを踏まえて判断すると、本件対象公文書である救急活動記録票の「警察・関係者等の連絡」欄に記載された警察官の氏は、救急隊の職務遂行に際して記録されたものであることが明らかであり、また、それが当該警察官にとっても公務遂行に際して記録されたものであることも明らかであって、これを開示することにより警察官が識別されたとしても、当該警察官の個人としての行動ないし生活に関わる意味合いをもつものではない。そのような個人情報内容及び開示請求者と警察官との関係を考えたとしても、警察官の氏を開示することにより、当該警察官の「正当な権利利益を害するおそれがあるもの」には該当しないと解するのが相当である。

加えて、救急活動記録票に記載された受信者欄、出場救急隊員名欄や記録票作成年月日及び作成者欄のうちの氏名、署長以下の決裁印欄の各欄の氏名が全部開示されていることとの均衡を考えれば、警察官の氏を別異に扱うべき理由も見当たらない。

してみれば、「警察・関係者等の連絡」欄に記載された警察官の氏は、本件条例第15条第1号に規定する「開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」には該当しないと考えられるから、この部分について不開示とした実施機関の決定は、取り消されるのが妥当であると判断する。

() 「第1号様式の2」の不開示について

「第1号様式の2」には、異議申立人が一方当事者となった事故により異議申立人とともに同一の救急出動の対象となった事故の相手方である第三者の傷病に関する情報が記載されている。かかる第三者の個人情報について、実施機関は、これを本件開示請求の対象として扱ったうえで、部分開示の可否を判断し、「第1号様式の2」の様式と、そこに記載された記録の一部(「傷病者」欄のうち管内、管外、その他の区分、

及び「医療機関選定者」、「医療機関選定理由」、「収容先別」、「医療機関問い合わせ回数」の各欄)を開示するという部分開示決定をしている。

しかしながら、前記「4 本件条例における開示請求の対象について」で述べたように、本件条例第13条第1項は、開示請求の対象を「公文書」とせず、「公文書に記録されている自己に関する個人情報」としている。そして、異議申立人に関する情報が記録された本件対象公文書についてみると、確かに1件の「救急活動記録票」として作成されてはいるものの、「第1号様式の2」は「第1号様式の1」とは容易に分離可能な形態で作成されており、しかも、「第1号様式の2」には、異議申立人の自己に関する個人情報は記載されていない。

以上の点を考えると、「第1号様式の2」に記載された情報は、本来、異議申立人による開示請求の対象になり得ないと解するのが相当である。

しかしながら、実施機関は、「第1号様式の2」をも本件開示請求に係る、異議申立人の個人情報が記録された公文書として扱ったうえで、部分開示の可否を判断し、その一部を開示するという部分開示決定をしている。「第1号様式の2」のこのような扱いは、本件条例の運用として妥当ではないと考えるが、第三者の個人情報を、当該第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると判断して実施機関が開示とした結論については、妥当であると判断することができる。

この点に関し、異議申立人は、ともに事故当事者であり、同一の救急車で搬送され、相互の面前で救命処置や検査等が行われ、かつ、搬送先の病院も同一であったという事実から、このような交通事故に係る本件「救急活動記録票」に記載された個人情報の範囲は、事故当事者相互において一つと見なし、相互に開示すべきであると主張している。確かに、先に引用したように、「第三者の個人情報が自己の個人情報と密接不可分な場合などは、一括して開示請求の対象となる」(前掲『埼玉県個人情報保護条例 解釈と運用』18頁)とするのは、合理的な運用というべきであろう。しかし、前述のとおり、1件の「救急活動記録票」として作成されてはいても「第1号様式の1」と容易に分離可能な形態で作成されている「第1号様式の2」は、「自己の個人情報と密接不可分な場合」には当たらないと解するのが相当であり、かつ、仮に「密接不可分な場合」であると考えたとしても、「第1号様式の2」に記載された情報は、事故の相手方となった第三者の傷病という心身の状況に関する情報であって、個人のプライバシーの中心に位置する個人情報であることを考慮すれば、異議申立人の主張が妥当といえないことは、明らかである。

6 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成15年	3月11日	越谷市長から諮問を受けた。
	3月12日	処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。
	3月18日	処分庁から理由説明書が提出された。
	3月24日	異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。
	4月7日	異議申立人から理由説明書に対する意見書が提出された。
	4月9日	処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付した。
	4月15日	審査。
	4月22日	異議申立人の口頭意見陳述を聴取した。 審査。
	5月8日	処分庁の意見を聴取した。 審査。
	5月29日	審査。
	6月12日	審査。
	7月1日	審査。
	7月7日	審査。
	7月10日	審査。

平成15年7月10日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	右	崎	正	博
委 員	茅	沼	英	幸
委 員	近	藤		勲

第4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、設置された市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項について審議するとともに、実施機関が個人情報取扱事務を新たに開始しようとするものの届出等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度を運用していく上での重要事項について市長に意見を述べることができます。

審議会は、市民（公募による市民3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表14）。

表14 審議会委員（平成16年3月31日現在）

氏名	備考
青木 冷子	
浅子 亮三	
井橋 潤	
大森 忠勝	
進藤 秀子	会長
寺内 幸	
根岸 俊雄	
宮下 毅	副会長
安井 利雄	
渡辺 孝一	

（五十音順）

2 審議会の開催状況

平成15年度は、審議会を3回開催しました。実施機関が個人情報取扱事務を新たに開始しようとする届出等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（電子計算組織の結合）について審議しました。

審議会の開催状況は、表15のとおりです。

表15 審議会開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成15年8月21日	・平成14年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について

		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事務の各種届出について ・住民基本台帳ネットワークシステム・本人確認情報以外の事務に係る個人情報取扱事務の各種届出について ・その他
第2回	平成15年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱状交付式 ・審議会及び所掌事務について ・会長・副会長の選出 ・会議及び会議録の公開について ・情報公開制度及び個人情報保護制度の概要並びに制度実施状況について ・個人情報取扱事務開始届出書の報告等について ・その他
第3回	平成16年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事務の各種届出について ・住民基本台帳ネットワークシステム（公的個人認証サービス）・本人確認情報事務に係る個人情報取扱事務の各種届出について ・電子計算組織の結合について ・その他

3 審議会答申

越情審議 第 4 号

平成 16 年 2 月 12 日

越谷市長 板川 文夫 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 進 藤 秀 子

電子計算組織の結合の制限に関する意見照会について（答申）

平成 16 年 1 月 30 日付け越事第 343 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 9 条第 2 号の規定による電子計算組織と通信回線による結合については、意見照会の内容を適当なものと認めましたので答申します。

ただし、実施機関は、セキュリティ対策及び個人情報の保護に万全を期し、その取扱いについて統一した運用規程等を整備するとともに当審議会に報告するものとする。

越情審議 第 5 号
平成 16 年 2 月 12 日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 進 藤 秀 子

電子計算組織の結合の制限に関する意見照会について（答申）

平成 16 年 1 月 30 日付け越教総第 1165 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 9 条第 2 号の規定による電子計算組織と通信回線による結合については、意見照会の内容を適当なものと認めましたので答申します。

ただし、実施機関は、セキュリティ対策及び個人情報の保護に万全を期し、その取扱いについて統一した運用規程等を整備するとともに当審議会に報告するものとする。

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕
〔条例第10号〕

改正 平成12年9月29日条例第37号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

(2) 議会

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

(2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をすな

なければならない。

(適正使用)

第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第 6 条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）

(2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第 7 条 実施機関は、前条第 1 項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 市の機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下

同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 市の機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに

規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。
(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。
(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。
(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことによ

り事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等をする事ができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等をする事ができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあ

っては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

- 2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

- 3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人

- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き）

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（公文書の管理）

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

（公文書の検索目録等の作成）

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

2 実施機関は、この条例が施行された日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、同日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

（審議会）

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（情報公開の総合的な推進）

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（出資法人への協力要請）

第25条 市長は、市が出資する法人のうち市長が定めるものに対し、公文書の公開等に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（他の法令等との調整）

第26条 法令又は他の条例（越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写

しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

附 則(平成12年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

〔平成12年9月29日〕
〔条例第40号〕

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

(2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない

い。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
 - 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
 - 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。
(利用及び提供の制限)
- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者への個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
 - 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報処理をするときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする。

(2) 個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。

(3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第12条 実施機関から個人情報取扱事務の処理の委託を受けた者は、当該委託を受けた事務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定により実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の開示を請求できるもの)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該請求に係る個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 市の機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 市の機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

（部分開示等）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録さ

れている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

- 第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

- 第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

- 第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る個人情報を保有していないとき及びその他の理由により個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、

延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る個人情報に市及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求に係る個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

（訂正等の請求の手続き）

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

（訂正等の請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をしないとき（訂正等の請求に係る個人情報を保有していないとき及びその他の理由により個人情報の訂正等をしないときを含む。）は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

（費用負担）

第27条 この条例の規定に基づく個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 個人情報の写しの交付を受ける場合の当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（審査会への諮問）

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越

谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。）又は訂正決定等（訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示又は訂正等を行うこととする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

（諮問をした旨の通知）

第29条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き）

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

（審議会）

第32条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

（実施状況の公表）

第33条 市長は、毎年度、実施機関の個人情報の開示等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（国又は他の地方公共団体への要請）

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

（出資法人への協力要請）

第35条 市長は、市が出資する法人のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（他の法令等との調整）

第36条 他の法令等（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）を除

く。)の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

4 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

平成 15 年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
048-963-9136 (直通)
編集 越谷市総務部情報公開室

平成 16 年 8 月